

日光市立藤原中学校

危機管理マニュアル目次

I	学校における危機管理・安全管理	1
1	危機管理とは	
2	危機に対する事前の準備	
3	危機への対応の視点	
4	個々の問題に対する対応の基本姿勢	
	・健康管理 ・学校内外での安全管理 ・生徒を早退させる場合の取り扱い	
5	危機への対応（各段階での基本姿勢と留意点）	
II	藤原中学校「危機への対応」（基本的な流れ）	5
III	藤原中学校「危機への対応」	
	・日常における「生徒の健康管理・安全管理」	6
	・日常における「施設・設備の安全管理」	9
	・日常における「学校事故（けが）等」への対応	11
IV	想定される危機等のマニュアル	12
V	非常災害時の藤原中学校区における対応	60
VI	藤原中学校周辺のハザードマップ	61

「学校における危機管理・安全管理」

1 危機管理とは

危機管理とは、学校の教育目標達成を阻害する要因の是正に向けて、学校が以下の目的をもって取り組むことをいう。

- (1) 生徒及び教職員の生命や心身の健康・安全を守ること。
- (2) 迅速な対応で被害を最小限に抑え、学校を安定した状態に保つこと。
- (3) 教職員と生徒及び保護者との信頼関係を保つこと。
- (4) 学校に対する地域住民の信頼を得ること。

2 危機に対する事前の準備

- (1) 全教職員の危機管理意識の高揚を図る。
 - ・ 危機的状況時以外の時の教職員の意識が重要である。
- (2) マニュアル等の全教職員による共通理解の徹底を図る。
 - ・ 危機発生時における円滑な対応が可能になる。
 - ・ 時機に応じて内容・手順を検討する。
- (3) 情報の収集とその有効活用を図る。
 - ・ 生徒一人ひとりの理解に努める。
 - ・ 客観的な情報を多方面から収集する。
- (4) 生徒・保護者との信頼関係の構築を図る。
 - ・ 日常の教育活動を通して信頼関係を構築する。
- (5) 指導記録の整理と蓄積を図る。
 - ・ 問題の発生防止と発生時の適時・適切な対応を図るため、記録を整理・蓄積し、分析する。（情報管理に注意する。）

3 危機への対応の視点

- (1) 事件事故の予防
 - (ア) 普段からの心がけ（何が起こるんだという危機意識が大切）

予測できる場合とできない場合とがある。

→ 予測できたのに、予防的措置を講じなかった場合（安全配慮の義務違反）
 - (イ) 手立て

機能的な組織の編成、指揮命令系統の明確化（校長不在も含める。）、施設・設備の点検、予兆の把握、情報の収集、他校事例の活用、自然災害への対応等

(ウ) 組織の編成の基本的な考え方

危機管理には、危機の予知・危機の回避・危機の対処・危機の再発防止の4段階があり、事故等の発生に伴って生じる被害を軽減し、組織の維持を図ることを基本とし、機能する組織を編成する。(校内における対策会議等の活用を図る。)

(エ) 危機管理のための教職員組織編成の留意点

① 学校のあらゆる情報が校長のもとに集まる体制の確立

- ・的確な情報システムの確立
- ・「報告・連絡・相談」の徹底

② 指示命令システムの確立

- ・管理者のリーダーシップの発揮

③ 関係機関との連携システムの確立

(オ) 危機管理のための研修

危機管理に対し、教職員の資質・能力を普段から高める必要があり、現職教育等で具体的事例を用い、意図的・計画的に研修する。

(2) 事件事故発生の場合の対応のポイント

(ア) 初期対応を重視する。(初期の対応が以後の展開を大きく左右する。)

(イ) 沈着・冷静に段取りを考える。(特に生命に関すること)

(ウ) 事態を的確に把握する。

→ 正確に情報を収集して対応する。憶測による行動を避ける。

保護者への対応(校長)、教育委員会・マスコミへの対応(教頭)

(エ) 全教職員により組織的に対応する。

(オ) 教育委員会等関係機関に第1報を入れ、その後マスコミに対応する。

→ 窓口(教頭)の一本化を図り、正式な見解をとりまとめる。

(カ) 校内体制の確立を図る。

→ 事故等の解明(分析・報告)及び再発防止

P T A・地域社会等の理解(信頼の維持・回復)と協力依頼

4 個々の問題に対する対応の基本姿勢

(1) 自然災害をめぐる問題に関すること

① 日常の防災・安全教育に関する問題は、「命の尊さ」を中心とした防災学習、普段からの緊急事態を想定した体験活動で対応する。

② 全教職員による緊急対応に関する問題は、地震・火災などの災害に対して日常から訓練し、安全教育の向上を図る。

③ 自然災害が発生したときは、消防署や警察署、教育委員会、地域の人などと連携して対応する。

- ④ 火災発生への対応に関する問題は、防火計画・日常点検・校内巡視など普段から防火管理体制の充実を図る。
- ⑤ 地震発生への対応に関する問題は、普段から防災教育・日常の安全点検を徹底し、発生に当たっては、適切な非難と家庭・地域と連携して対応する。

(2) 教育活動の問題に関すること

- ① 「総合的な学習の時間」に関する問題は、交通機関・保健衛生・道具、用具の使用などの安全面への指導と生徒自らが安全の自己管理ができるよう体験的に学ばせるようにする。
- ② 体育や運動部活動に関する問題は、施設・設備の不備を把握するとともに、事前の注意を徹底し、生徒の危機予知能力を育成する。
- ③ 理科・美術・技術などの教科に関する問題は、施設・設備・備品の管理と補修、適切な薬品管理、教材・教具の整理整頓、生徒の日常危機管理能力を育成する。
- ④ 運動会・体育的行事などにおける対応の問題は、普段と違うことが起きることを前提として、危機管理能力を育成する。
- ⑤ プールにおける対応の問題は、生徒の水に対する危機意識、教職員の水泳指導に対する安全意識を育成する。

(3) 家庭や地域をめぐる問題に関すること

- ① 不審者の侵入対策に関する問題は、不審者発見時の学校等への通報等の協力を依頼する。
- ② 学校の説明責任に関する問題は、学校の危機管理や安全対策について、普段から機会を捉えて説明する。
- ③ 緊急役員会・臨時PTA総会に関する問題は、生徒のことにに関して人権・プライバシーの視点から慎重に対応する。

5 危機への対応（各段階での基本姿勢と留意点）

I 事故発生と管理者への連絡

- ↓ ・いつ、どこで、誰が、どのような状況で、どうなったか。

II 管理者の判断

- ↓ (1) 現場への派遣者の決定（人数、選定）
- ※ 複数教職員で対応する。 ※ 緊急時は教職員が自分で判断する。
- (2) 連絡を受けた時点での関係機関への連絡の必要性
- ・医療機関……重大な怪我や病気等、生命に危険性があると判断される時
 - ・警察………自体の沈静化が図れない場合や事件性が考えられる時
 - ・教育委員会…重要と判断される時
- ※判断に戸惑う時は、教育委員会と相談する。

- (3) 「緊急対策会議」開催の必要性

III 現場での具体的対応

- ↓ (1) 生徒の興奮状態の沈静化
- (2) 応急手当と医療機関への連絡 ※場合によっては救急車を手配する。
- (3) 当該生徒の保護者への連絡
- (4) 周辺生徒への指導
- (5) 管理者への状況報告

IV 事実確認

- ↓ (1) 原則として複数の教職員で行う。 ※場合によっては写真を撮っておく。
- (2) 加害者に対して
- ・十分に話をさせ、事故の問題点に気づかせながら事実を確認する。
 - ・威圧的にならない。
 - ・事故・事件の背景把握に努める。
- (3) 被害者に対して
- ・共感的理解を基本にして行う。
 - ・加害生徒からの報復等の不安を払拭して確認する。
- (4) 関係する生徒全員から聞き取りを行う。 ※場合によってはアンケートを取る。

V 対応策の検討

- ↓ (1) 情報の集約
- (2) 当該生徒、保護者への指導・支援の方法
- (3) その他の生徒への対応の在り方
- (4) 校内体制づくり
- (5) 関係機関との連携の在り方

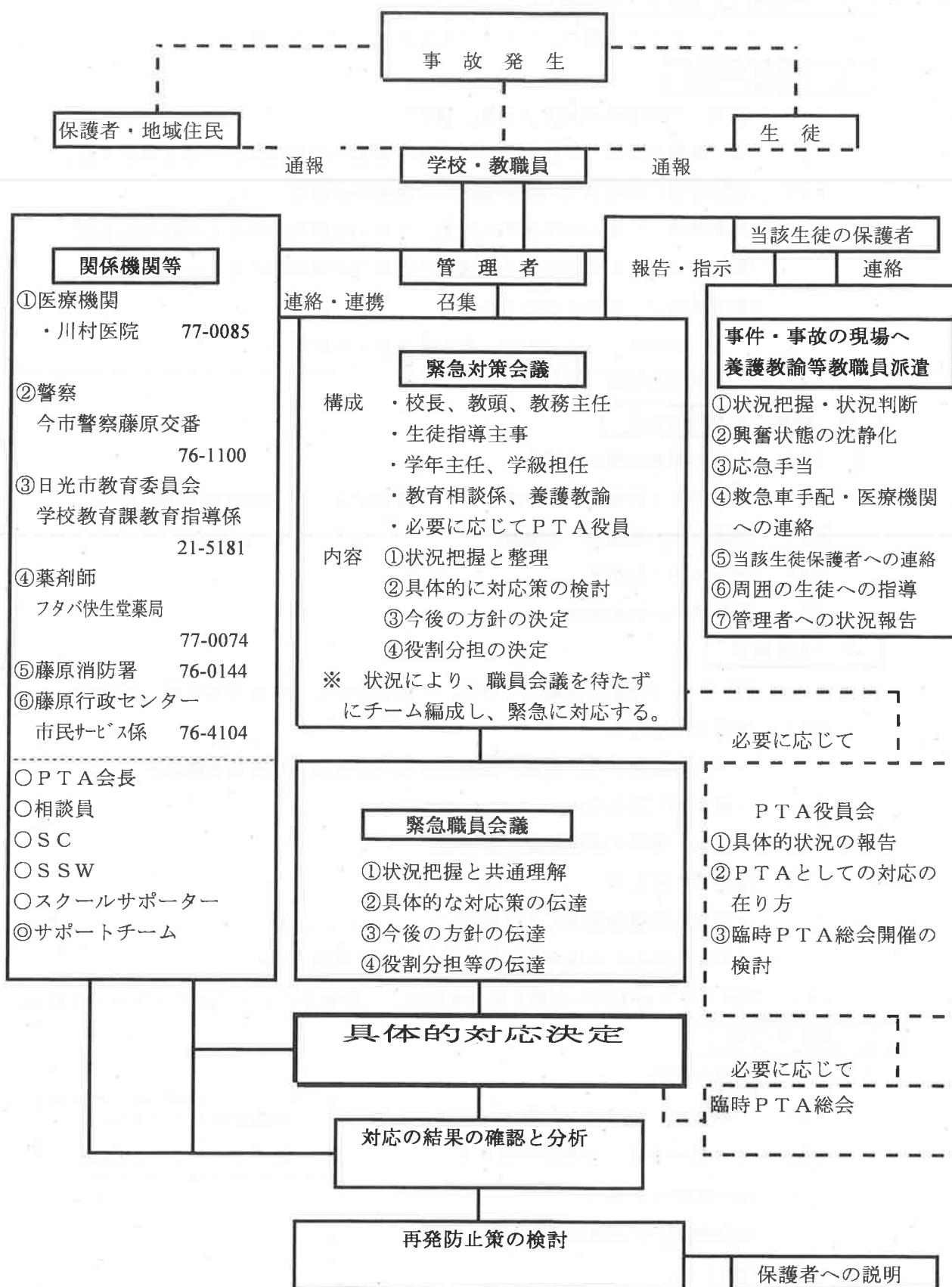
☆誠意をもった対応

☆プライバシーに配慮

VI 事後指導

- ・対応策に沿った指導・支援

藤原中学校「危機への対応（基本的な流れ）」



※随時、対応を記録

日常における「生徒の健康・安全管理」

(1) 健康管理

ア 健康観察と欠席生徒の取り扱い

- (ア) 担任は、出勤と同時に教室に赴き、教室の状況・生徒の健康状態等を把握する。
さらに、朝の会のときに、生徒の健康状態、欠席生徒と欠席理由を把握する。
- (イ) 欠席生徒の欠席理由の確認については、欠席生徒把握後速やかに行う。
確認について、学年主任や不登校対策加配教員などとの連携のもとに速やかに行う。場合によっては家庭訪問を行う。
- (ウ) 健康状態が悪い生徒については、養護教諭と相談の上、適切に対応する。
- (エ) 感染病にかかっている生徒については、出席停止の措置をとる。

イ 傷病の措置

- (ア) 体の調子が悪い場合や処置を要する場合、保健室へ来室するときには、原則として、当該生徒は担任（学級担任・教科担任等）に連絡の上来室する。
- (イ) 当該生徒が復調した後、又は処置後、教室等に戻る場合、養護教諭は担任（学級担任・教科担任等）に連絡し、責任を持って教室に戻す。
- (ウ) 養護教諭が不在の場合、けが（擦過傷、切り傷等）の処置には学年職員が当たり、消毒程度とする。発熱・胃痛・腹痛等の場合には、検温程度とし内服薬を与えない。
- (エ) 体の調子やけがの状態により、受診が必要と思われる場合、保護者や医療機関との連絡をとるなど、適切に対応する。

ウ 救急措置

(ア) 学校における救急の意義と目的

- ① 傷病者が発生した場合、生命の安全を第一の目的とし、適切に手当てする。
- ② 傷病者の苦痛と危険を除き、悪化を阻止するための適切な手当てを施し、必要に応じて医師の診断を受けさせる。
- ③ 適切な保健指導を行う。

(イ) 方針

- ① 傷病者が発生した場合、医療機関で受診させる場合と保健室で手当てできる場合とを適切に判断する。
- ② 医師の診断・治療を阻害するような手当てをしないようにする。（薬品はできる限り使用しない。）
- ③ 学校における救急手当て（応急処理）は、医師の手にわたすまで、又は医療機関に送るまでとする。
- ④ 職員に疾病や傷害の予防と手当てを理解させ、事故防止の意識を普及・啓発する。

(ウ) 事故発生時の対応

- ① まず第一に負傷者の生命の安全を考える。
- ② 負傷者の苦痛や不安を和らげ、症状の悪化を防ぐための適切な手当てを施す。
- ③ 生徒の生命尊重の立場から、救急車の必要性があると判断した場合には、速やかに救急車を要請する。(けがや症状から適切に判断する。)

【救急車を要請する場合の一例】

呼吸や心拍停止、意識がない、ショック症状、けいれん、激痛が持続する、大量の出血がある、骨が変形している、大きな開放創がある、広範囲の火傷があるなど、重篤化の恐れがある場合

エ 薬品管理

- (ア) 一般の外傷用の薬品は、保健室治療台のトレイの中に備える。
- (イ) 鎮痛・解熱剤、胃腸薬等の内服薬は薬品棚に保管し、養護教諭が保健室不在の場合は施錠しておく。
- (ウ) 生徒には、直接薬品には触れさせないよう指導の徹底を図る。

(2) 学校内外での安全管理

ア 校内での安全管理・指導

- (ア) 生徒の校内生活について、生徒指導計画に基づき指導の徹底を図る。
- (イ) 生活指導に当たっては、特に下記の事項を重視し、指導を徹底する。
 - ① トイレや校舎の陰など、死角になりやすい場所の巡視に力を注ぐ。
 - ② 刃物の携帯禁止と学習用具としての刃物(カッター・はさみ・包丁等)の取り扱いには十分注意する。
 - ③ 不審な人物を見かけたら、至急職員に知らせる。
- (ウ) 施設・設備等の破損を発見したら直ちに教頭等に連絡する。早急に修繕し、安全確保に努める。

イ 校外での安全管理・指導

- (ア) 生徒の校外生活について、事故防止対策に基づき指導の徹底を図る。
- (イ) PTA等と連携し、計画的に郊外生活指導を行い、安全指導の徹底を図る。
- (ウ) 緊急避難場所「子ども110番の家」の活用を周知する。
- (ウ) 以下の点については指導を徹底する。
 - ① 交通事故防止
交通ルール遵守の指導、自転車の安全な乗り方等
 - ② 火災事故防止
ライターやマッチの持ち歩き禁止、火遊びの禁止、暖房器具の正しい取り扱い方
 - ③ 非行・問題行動等の防止
万引き・窃盗等の防止、飲酒・喫煙・薬物乱用の防止、夜間外出、外泊の禁止

④ 水難事故防止

危険河川での遊泳・釣り等の禁止

⑤ 携帯電話による被害防止

SNS等による誹謗中傷や、個人情報・人権に関わる書き込みなど

⑥ 「出会い系サイト」による被害防止

「出会い系サイト」に関わらない指導

(3) 生徒を早退させる場合の取り扱い

ア 早退について

学校管理下にある生徒が、発熱、腹痛等の身体的な異常を訴えたり、負傷したりし、学習活動の継続が困難なため早退させる場合と、生徒の保護者からの事前又は緊急な早退申請により早退させる場合がある。

その際、帰宅途上や帰宅後の安全保障及び事故防止を目指すことを目的として、イ及びウの必要事項を定める。

イ 早退を認める条件

生徒を早退させる場合には、次の各項目に基づいて処理する。

- ① 生徒が教育課程の履修中に、発熱、腹痛等の身体の異常を訴え、正常な学習活動の遂行困難であり、早急に早退させることが適切であると判断した場合。
- ② 学校管理下において、緊急に医療機関での診療・治療を要する事故（負傷等）が発生した場合で、医療機関での受診後、早退させることが適切であると判断した場合。
- ③ 生徒が教育課程の履修中に、保護者より早退の申請があったとき、申請事由が社会一般の通例の範囲（近親者の急病、見舞い、葬祭等）であり、早退させることが適切であると判断した場合。

ウ 早退させる場合の留意事項

前項の事項に適合し措置するときは、次の事項に留意する。

- ① 生徒が発熱、腹痛等の身体の異常を訴えたり、担任等が発見したりした場合には、直ちに当該生徒を保護し、養護教諭と相談の上、必要な措置をとる。
- ② 早退させる場合、担任は保護者と連絡を取り、当該生徒の様子を伝えるとともに迎えに来てもらう。
- ③ 保護者の状況によって、外出先（勤務先）から早急に生徒を迎えに来られず、受け入れが困難な場合、保護者の意向を尊重しつつ、生徒が帰宅しても十分な養護条件が整うよう配慮してから早退させる。担任等が当該生徒を自宅に送り届ける場合、原則としてタクシーを利用する。
- ④ 保護者より電話による早退申請で、早退させる場合、保護者であるかどうか真偽を確かめ、申請事由の妥当性等も適切に判断し措置する。
- ⑤ 電話等による早退申請で、保護者の依頼により家族・知人・隣人等が申請してきた場合、可能な限り実態を把握し、慎重な配慮のもとに措置する。特に著しく不審な状況であると判断した場合、校長の判断に基づき関係機関に連絡する。

ウ 水道設備の点検・検査

(ア) 水道水の水質検査

異常を認めたら、直ちに水道水の使用を中止し、関係機関に連絡して現員を追求するなど、適切に対応する。

県西健康福祉センター

Tel 0289-62-3125

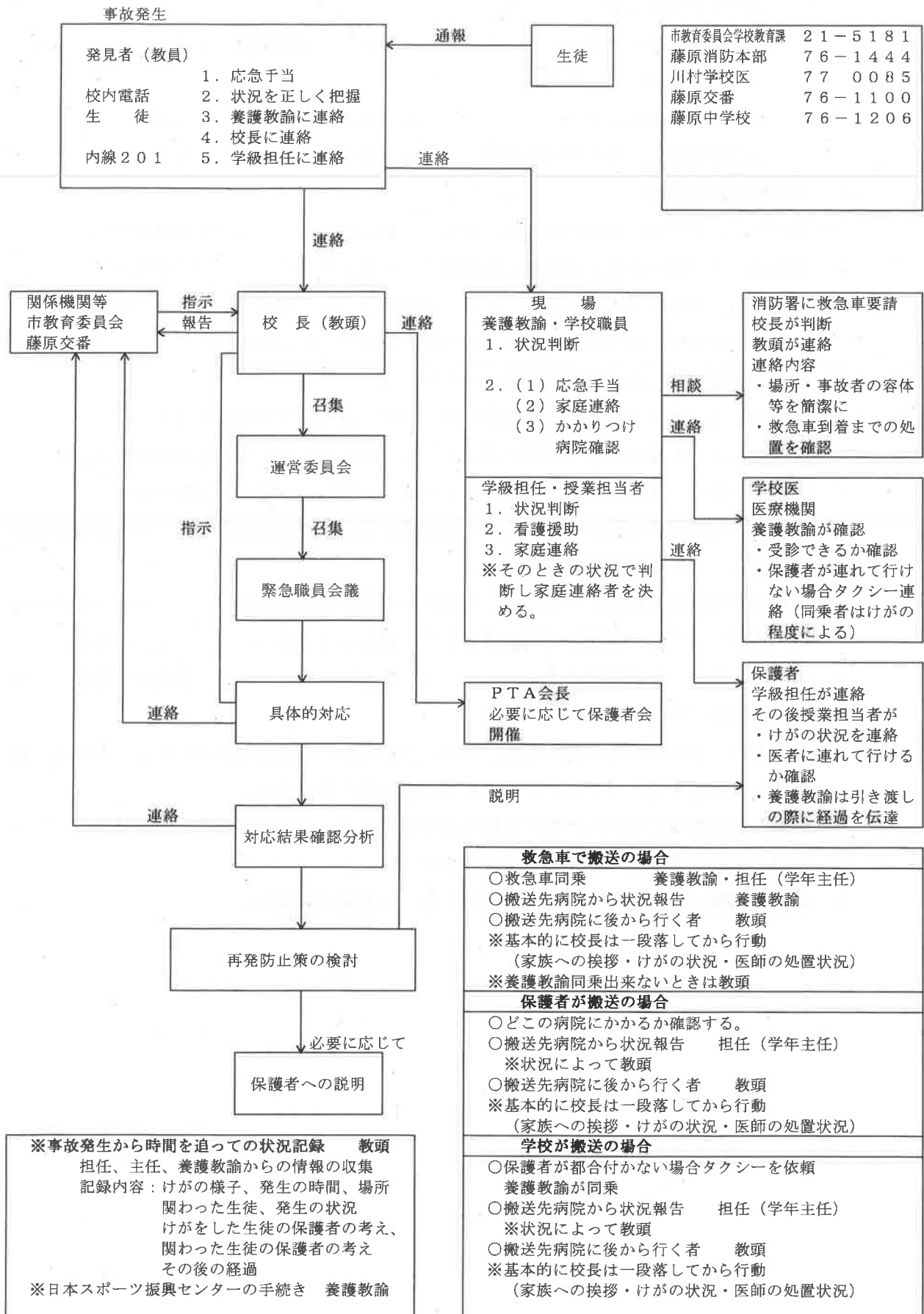
学校薬剤師 「フタバ快生堂薬局」

Tel 0288-77-0074

(3) その他の安全管理

- ア 放火の予防のため、校舎内外を常に整頓し、特に燃えるゴミなどを放置しない。
- イ 電気火災の予防のため、退出時には原則としてコンセントからプラグを外す。
- ウ 不法侵入、窃盗による被害防止のため、退出時には必ず施錠する。また、最終退出者・施錠・開錠者は、管理当番日誌に当該時刻・氏名などを記載する。
- エ 職員室や教室等には、絶対に金銭を置かない。
- オ 梅雨時には、廊下・階段などに水滴が付くので、歩行に十分注意させる。
- カ 厳寒時には、水道が凍結する恐れがあるので、凍結防止のための適切な処置を施す。
- キ 校庭での遊び・運動時のけがを防止するため、定期的に石拾いを実施する。
- ク 校内への無断侵入を防止するため、「無断進入禁止」「無断駐車禁止」の立看板を設置するなど、適切な対応策を講じる。
- ケ 不審者の無断侵入を防止するため、来校者への指示看板を設置する。（正門・東門・南門・西門）「生徒や職員にご用の方は必ず、職員室までおいでください。学校長」
- コ 理科室の薬品は施錠保管するとともに、特に劇毒物については、「劇毒物一覧表」を作成し、厳重に管理する。
- サ 来校者は、名簿に入校時刻や氏名、目的などを記載の上教頭の許可のもと「入校証」着用のうえ入校する。（すべての来校者を職員玄関で確認する。）
- シ 教員は運動靴またはそれに準ずる履き物を着用する。（非常時の際、サンダル・スリッパ等走るのに適さない履き物、衣服は着用しない。）
- ス 非常時の際には、非常ベルを緊急使用する。（生徒にも周知）

「学校事故（けが）等」への対応



想定される危機等のマニュアル

危機等の分類		想定される危機等の例示
生活	犯罪への巻き込まれ	不審者侵入・出没
	学校教育活動中の事故等	授業、校外活動中
		熱中症への対応
	健康被害	感染症への対応
		光科学スモッグへの対応
		食物アレルギー、給食による食中毒・異物混入への対応
交通	交通事故	登下校中の交通事故、公共交通機関利用中の事故への対応
		スクールバス搭乗中の事故への対応
災害	自然災害	台風、大雨、大雪、雪、突風、地震、火山噴火への対応
新たな危機事象		弾道ミサイルの発射、犯罪予告、野生動物の出没への対応

校内への不審者侵入への対応

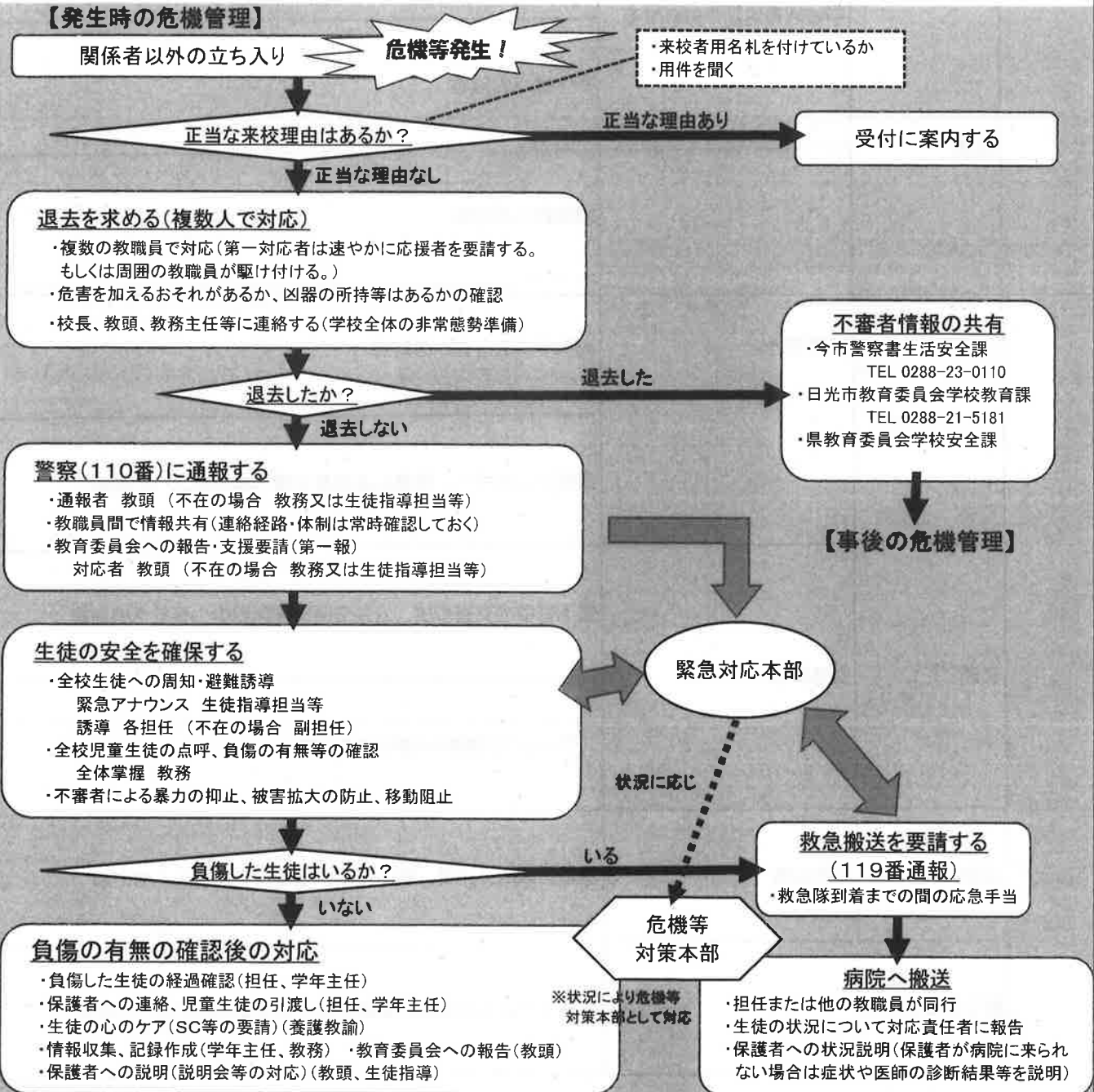
【対応方針】

- 生徒に対する不審者からの危害が及ばないよう、生徒の安全を第一とする。
- 不審者への対応は必ず複数人で対応する(一人では対応しない)。
- 不審者が校内に侵入した場合は、速やかに警察に通報する。

【事前の危機管理】

- 防犯カメラの作動確認 □ 来校者用受付簿、名札 □ 校門、昇降口の施錠 □ 防御用設備の点検
- 校内情報伝達体制の整備 □ 避難場所及び避難経路の確保・確認
- 保護者への引渡しの確認 □ 栃木県警察HP及び日光市HPから不審者情報を確認

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 □ 再発防止策の検討 □ 報告書の作成 □ 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア □ 危機管理マニュアルへの反映

マニュアル作成の留意事項(校内への不審者侵入)

項 目		各項目における留意事項
事前の危機管理	校内情報伝達体制の整備	◆伝達体制、校内放送設備、非常通報装置の管理 ○警察等に助けを求めるための通報手順の訓練をするとともに、設備等の点検を定期的に行い、点検時に設備等の操作方法などを教職員に理解させる。 ○不審者が侵入したという合図・暗号を決めたりするなど、校内・外への伝達方法を検討する。
	保護者への引渡し方法の確認	◆危機等発生時の引渡し ○危機等が発生した際は、生徒を安全に帰宅させ、保護者へ引き渡す必要がある。 ○学校と保護者とで事前に危機等発生時の帰宅方法(引渡し方法)を確認し、スムーズに生徒の安全を確保する。引渡しの際は、公共交通機関等の混乱による二次災害を避けるように注意する。 ○危機によってはメールによる保護者への連絡ができなくなることがあるため、学校と保護者間で定期的に危機等発生時の帰宅方法の確認を行い、通知がされなくてもお互いに行動できるように連携する。 ○場合により、学校で待機する方が安全なこともあるため、どう対応するかは危機管理体制で検討し判断する。
発生時の危機管理	生徒の安全確保	◆安全な場所への誘導 ○警察へ通報すると同時に生徒の安全を確保する。 ○不審者が校内に侵入した場合には、侵入者から一番遠いと思われる場所又は鍵がかかり、外部から侵入できない場所に避難する。ただし、不審者と遭遇するおそれがある場合は、教室等、その場にとどまるほうが良いこともあるため、訓練において様々なパターンを想定し、実践する。
	救急搬送要請	◆救急搬送要請 ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。
	負傷者確認後の対応	◆危機等対策本部の設置等 ○校内に不審者が侵入した場合、生徒の安全確保を図ると同時に、重大な危機等が発生したとして「危機等対策本部」の体制を整え、役割にしたがって対応する。 ○特に、負傷した生徒がいた場合は、負傷した生徒のみならず、他の生徒の心身へのケアを早急に対応する。不審者が退去した、校内に侵入されていないが不審者が学校周辺を徘徊しているような場合は、警察に通報するとともに、生徒の登下校時の安全確認、関係者への通報や保護者への注意喚起を行う等の危機管理体制を整え、対応する。
事後の危機管理	継続的な心のケア	◆重大な事故等の発生 ○危機等により心身が不安定になった生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討	◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。

学校周辺での不審者出没への対応

【対応方針】

- 不審者情報を得た場合は生徒の安全を第一に不審者の校内への侵入を防ぐ。
- 不審者が学校周辺を徘徊している場合は、速やかに警察に通報する。
- 不審者情報を生徒に周知し、生徒自身に防犯の意識付けをする。

【事前の危機管理】

- 校門、昇降口等出入口の施錠 □ 栃木県警察HP及び日光市HPから不審者情報を確認
- 校内情報伝達体制の整備 □ 避難場所及び避難経路の確保・確認
- 保護者等への引渡し方法確認 □ 警察、地域ボランティア、保護者との連絡体制の確認

【発生時の危機管理】

学校周辺に不審者情報ありとの第一報

危機等発生！

・生徒に危害を加える可能性が高いか
・凶器を持っている可能性が高いか 等

緊急的な対応が必要か？

不要

必要

学校構内への侵入を防ぐ

- ・門扉や校舎の施錠確認及び巡回(担任、学年主任等)
- ・不審者を発見、又は侵入を試みる様子が見えた場合、警察に通報
通報者 教頭(不在の場合 生徒指導担当、教務等)、
若しくは発見者

緊急対応本部

不審者情報の共有

- ・今市警察書生活安全課
TEL 0288-23-0110
- ・日光市教育委員会学校教育課
TEL 0288-21-5181
- ・保護者 ・地域ボランティア
- ・県教育委員会学校安全課
TEL 028-623-2964

生徒の安全を確保する

- ・全校生徒への周知・避難誘導
緊急アナウンス 生徒指導(不在の場合 教務)
誘導 各担任(不在の場合 副担任)
- ・全校生徒の点呼、負傷の有無等の確認
全体掌握 教務
- ・不審者による暴力の抑止、被害拡大の防止、移動阻止

情報入手後の対応

- ・教職員間で情報共有
- ・生徒へ周知
- ・保護者や地域ボランティアへ周知

登下校時の安全確保

- ・集団登下校の指導
- ・教職員等による巡回
- ・保護者及び地域ボランティアとの
見守り体制の強化

負傷した児童生徒はいるか？

いない

いる

救急搬送を要請する(119番通報)

- ・救急隊到着までの間の応急手当

危機等
対策本部

病院へ搬送

- ・担任または他の教職員が同行
- ・生徒の状況について対応責任者に報告
- ・保護者への状況説明(保護者が病院に来られない場合は症状や医師の診断結果等を説明)

【事後の危機管理】へ

負傷の有無の確認後の対応

- ・負傷した生徒の経過確認(担任、学年主任)
- ・保護者への連絡(教頭、生徒指導)
- ・生徒の引き渡し(担任、学年主任)
- ・生徒の心のケア(SC等の要請)(養護教諭)
- ・情報収集、記録作成(学年主任、教務)
- ・教育委員会への報告(教頭)
- ・保護者への説明(説明会等の対応)(教頭、生徒指導)
- ・報道対応(教頭)

【事後の危機管理】

- 不審者情報の収集(逮捕情報等) □ 関係機関への報告書作成 □ 危機対応の検証
- 継続的な心のケア □ 危機管理マニュアルの反映

マニュアル作成の留意事項(学校周辺での不審者出没)

	項 目	各項目における留意事項
事前の危機管理	警察、地域ボランティア、保護者との連携協力体制の確認	◆登下校時の安全確保 ○警察、地域ボランティアや保護者等と連携協力し、日頃から不審者の情報収集体制や不審者が現れた際の体制を整えておく。
	保護者への引渡し方法の確認	◆危機等発生時の引渡し ○危機等が発生した際は、生徒を安全に帰宅させ、保護者へ引き渡す必要がある。 ○学校と保護者等で事前に危機等発生時の帰宅方法(引渡し方法)を確認し、スムーズに生徒の安全を確保する。引渡しの際は、公共交通機関等の混乱による二次災害を避けるように注意する。 ○危機によってはメールによる保護者への連絡ができなくなることがあるため、学校と保護者間で定期的に危機等発生時の帰宅方法の確認を行い、通知がされなくてもお互いに行動できるように連携する。
発生時の危機管理	緊急対応	◆緊急対応の必要性 ○生徒の身体生命に危害が及ぶ可能性が高いかや凶器を持っているか等により、緊急的な対応の必要性を判断する。
	校内への侵入防止	◆不審者と生徒の接触の回避 ○生徒への危害が及ぶことを防ぐためには、校内への侵入を防ぐことであり、門扉の施錠確認や教職員の配置、巡回等を行う。
	生徒の安全確保	◆安全な場所への誘導 ○警察へ通報すると同時に生徒の安全を確保する。 ○不審者が校内に侵入した場合には、侵入者から一番遠いと思われる場所又は鍵がかかり、外部から侵入できない場所に避難する。ただし、不審者と遭遇するおそれがある場合は、教室等、その場にとどまるほうが良いこともあるため、訓練において様々なパターンを想定し、実践する。
	救急搬送要請	◆救急搬送要請 ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。
	負傷者確認後の対応	◆危機等対策本部の設置等 ○校内に不審者が侵入した場合、生徒の安全確保を図ると同時に、重大な危機等が発生したとして「危機等対策本部」の体制を整え、役割にしたがって対応する。 ○特に、負傷した生徒がいた場合は、負傷した生徒のみならず、他の生徒の心身へのケアを早急に対応する。不審者が退去した、校内に侵入されていないが不審者が学校周辺を徘徊しているような場合は、警察に通報するとともに、生徒の登下校時の安全確認、関係者への通報や保護者への注意喚起を行う等の危機管理体制を整え、対応する。
事後の危機管理	継続的な心のケア	◆重大な事故等の発生 ○危機等により心身が不安定になった生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感が現れるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討	◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。

授業中・部活動中の事故への対応

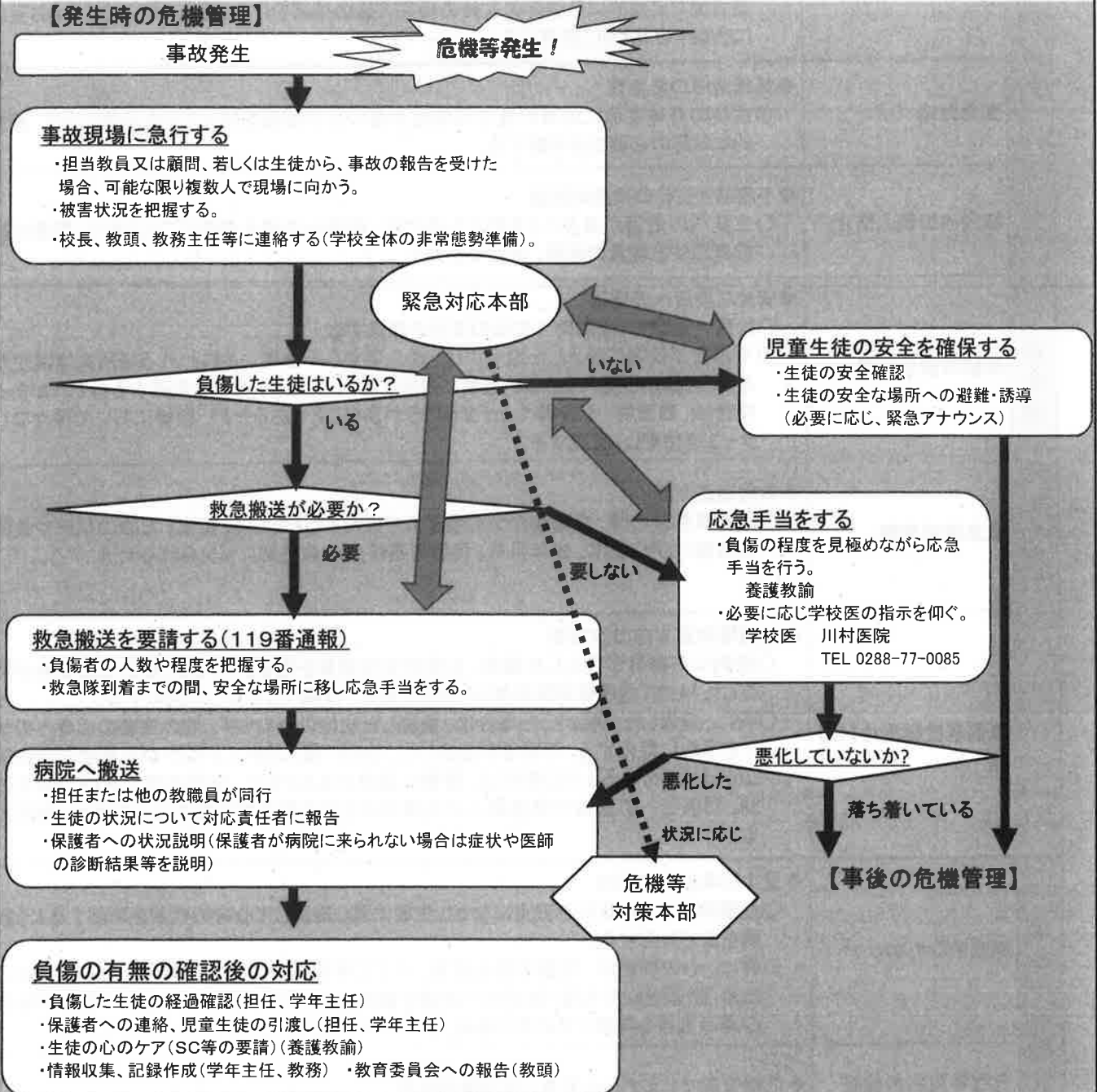
【対応方針】

- 事故に遭った生徒を迅速に救護する。
- 事故に遭った生徒の保護者への適切な支援を行う。
- 関係機関等と連携協力し再発防止策を講じる。

【事前の危機管理】

- ☐ 使用施設・設備・備品等の点検(定期・都度) ☐ 過去に起きた事故の確認
- ☐ AEDの稼働点検 ☐ 事故発生時の対応訓練や避難訓練(確認を含む。)
- ☐ 保護者への引渡しの確認

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 危機対応の検証 ☐ 再発防止策の検討 ☐ 報告書の作成 ☐ 教職員間での情報共有
- ☐ 継続的な心のケア ☐ 危機管理マニュアルへの反映

マニュアル作成の留意事項(授業中・部活動中の事故)

	項 目	各 項 目 に お け る 留 意 事 項
事前の危機管理	AEDの稼働点検	◆機器稼働の点検 ○AEDが適正に稼働し、使用できるかを点検する。 ○なお、点検と併せてAEDを使用したことがない教職員に対し、操作方法の訓練も行い、誰でも操作が可能となるように備える。(生徒にも操作方法を学ばせるよう努める。)
	事故発生時の対応訓練	◆訓練の実施 ○教職員が1人しかいない、生徒しかいないなどの場合にも事故は起きる可能性がある。そのような場合にも対応できるよう教職員と生徒と一緒に訓練を行うことで、一秒でも早い対応をとれるよう訓練を行う。
発生時の危機管理	事故現場への急行	◆生徒の安全確保 ○授業中や部活動中は、教職員が1人しかいない場合が想定される。その際には、他の教室、職員室、事務室など教職員が必ずいるところを指定し、他の教職員に来てもらえるよう生徒に指示を出す。単に「誰か呼んできて」というような曖昧な指示では、どこに誰を呼びに行けばいいか迷い、時間がかかる可能性があるため、具体的に指示する。
	救急搬送要請	◆救急搬送要請 ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。
	負傷者確認後の対応	◆状況の把握と情報の共有 ○負傷した人数で重要な事故かどうかを判断せず、負傷者が1人又はいなかった場合でも、事故の内容により重大案件となる可能性があるため、事故の状況の把握に努める。 ○負傷者がいなかった場合に、何の問題もないと自己判断せず、事故発生を校長や教頭に必ず報告する。 ○なお、全校集会などを開催し、生徒へ事故の状況を周知し、同様の事故の再発を防ぐようにする。
事後の危機管理	継続的な心のケア	◆重大な事故等の発生 ○心身が不安定になった生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立てる。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感が現れるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。 ○生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討	◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。 ○教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

校外活動中の事故への対応

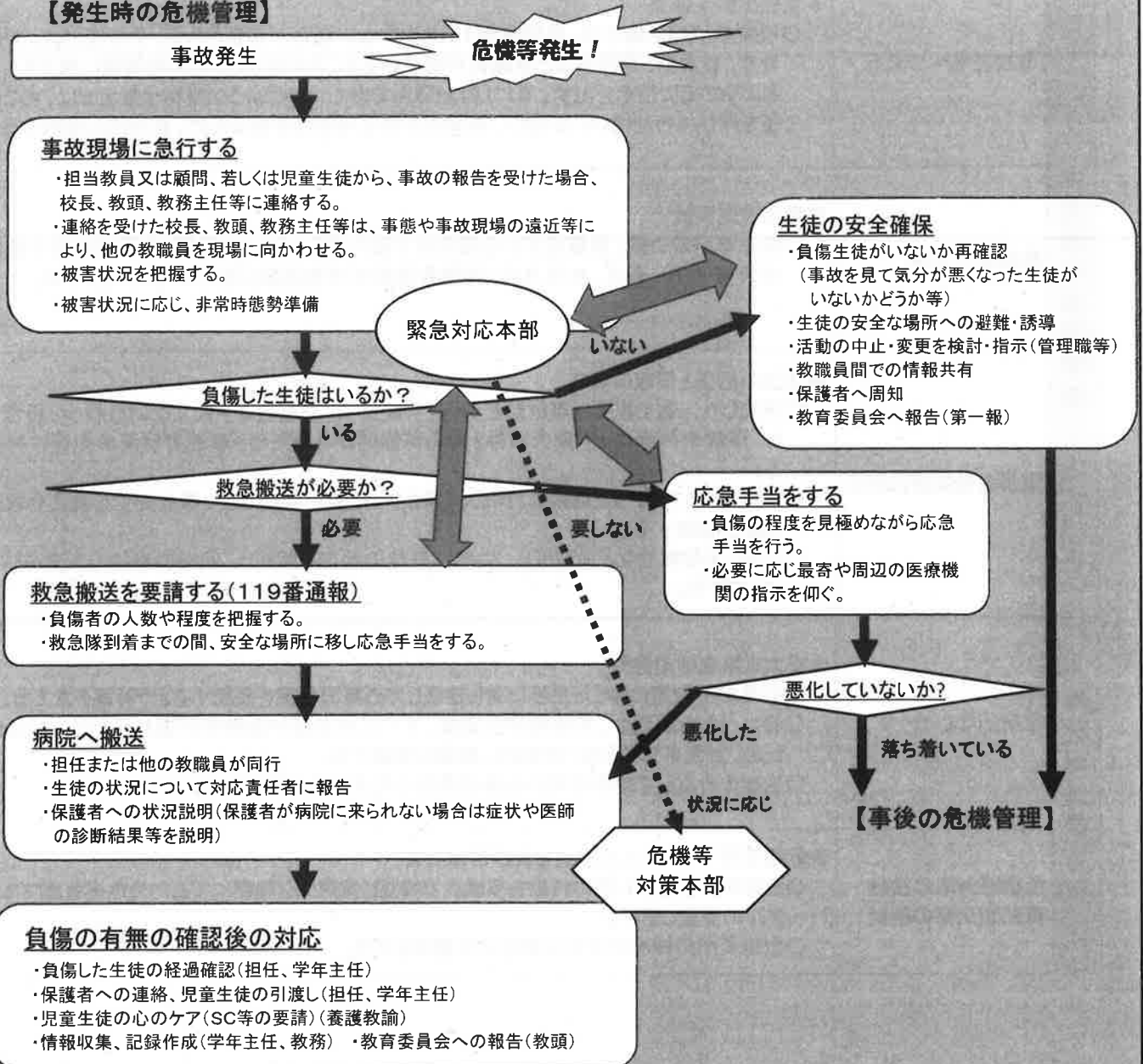
【対応方針】

- 事故に遭った生徒を迅速に救護する。
- 事故に遭った生徒の保護者への適切な支援を行う。

【事前の危機管理】

- 実施日にかけての気象情報を把握し、荒天が予想される場合は中止又は変更を検討
- 学年または全生徒が参加する活動の場合は、実施場所の下見を行い、危険箇所を把握
- 活動実施場所の最寄又は周辺の医療機関の場所、電話番号を把握 □ 避難場所及び避難経路の確保・確認
- 緊急連絡体制(網)を教職員及び保護者間で確認・共有(宿泊を伴う場合は宿泊先の住所・電話番号を含む。)
- 道路を集団で歩行する場合には管轄の警察署に申請(マラソン大会、徒歩による遠足等)
- 県立学校管理規則第9条に基づき、教育委員会に承認申請又は届出

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 □ 再発防止策の検討 □ 報告書の作成 □ 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア □ 危機管理マニュアルへの反映

マニュアル作成の留意事項(校外活動中の事故)

	項 目	各 項 目 に お け る 留 意 事 項
事前の危機管理	実施日前後の気象情報を確認し、荒天時の場合は変更・中止を検討する	◆計画の変更・中止 ○校外活動中は、学校周辺の気象条件と異なるため、必ず気象条件を確認し安全に校外活動が実施できるか確認する。荒天候が予想される場合は、計画の変更・中止を検討する。「多分、大丈夫だろう」という経験則による判断はせず、最悪の事態を考慮し判断する。 ○校外へ移動するための交通手段についても道路・公共交通機関の運行情報(地震・大雨・大雪・土砂災害による道路閉鎖、公共交通機関の運休等)により生徒の安全が脅かされる可能性も考慮し、校外活動の計画変更・中止を検討する。特に、部活動による遠征中など、引率教諭が1人という場合もあるため、管理職に相談し、検討する。
	校外活動参加教職員間による危機等発生時連絡体制の確認	◆事故発生への迅速な対応 ○校外活動中に事故が発生した場合、学校にいる場合と異なるため、周辺の教職員にどのようにして連絡すればよいか迷いが生じるとそれだけ事故対応に遅れが出る。このため、校外活動に従事する教職員で連絡をとれる体制を整える。
発生時の危機管理	事故現場への急行	◆生徒の安全確保 ○校外活動中は、生徒のいる場所が安全だと保証がないため、事故発生の連絡があった場合、現場に急行し生徒の安全を確保することが重要になる。 ○道路にはみ出していないか、危険な場所に集団で固まっていないかなど、現場から生徒を安全な場所に移動させ、負傷者の有無などを早急に確認する。
	救急搬送要請	◆救急搬送要請 ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。
	負傷者確認後の対応	◆情報の共有と活動の変更・中止の検討 ○負傷者が出た場合は、生徒の安全を第一に考え、活動の変更・中止を早急に検討する。 ○現場に急行した際、負傷者がいなかった場合でも、自己判断せず、事故発生を活動中の教職員に必ず報告し、校長又は教頭に報告する。
事後の危機管理	継続的な心のケア	◆重大な事故等の発生 ○心身が不安定になった生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立てる。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感が現れるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。 ○生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証再発防止策の検討	◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。 ○教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

熱中症への対応

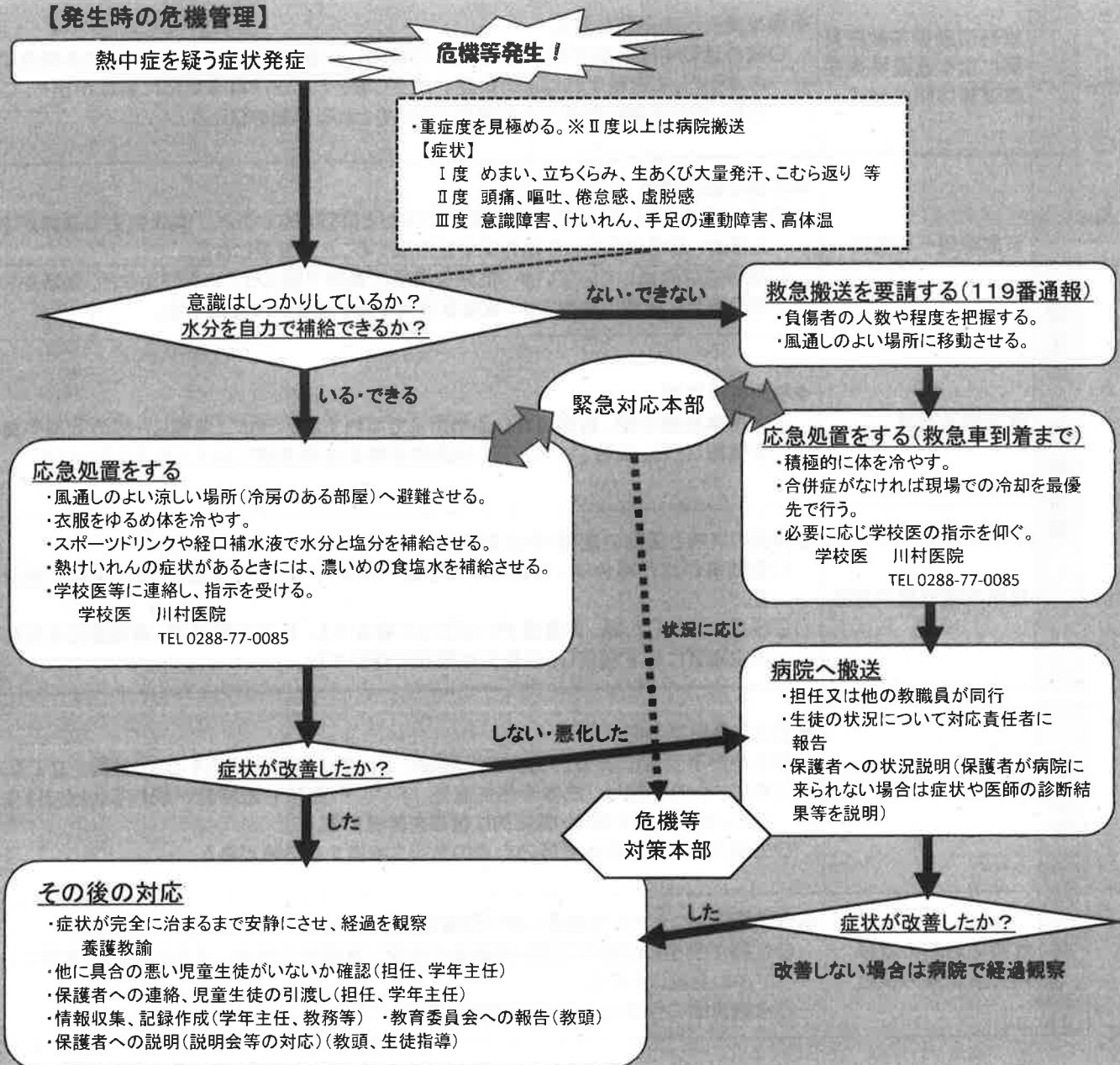
【対応方針】

- あらかじめ気象情報を確認したりWBGT測定器を準備したりして環境条件を把握する。
- 熱中症の疑いのある生徒が一人でも出た場合には、すぐに活動を中断し休憩をとる。
- 熱中症を疑う症状がある生徒の状況を的確に判断し、適切な処置を行う。

【事前の危機管理】

- ☐ 暑さを避ける場所の確認・確保
- ☐ 気象情報、熱中症予防情報の取得
- ☐ WBGT測定器による計測
- ☐ WBGT測定の結果による行事等の見直し(中止・計画変更等)
- ☐ 保健指導の実施
- ☐ 緊急搬送先(病院)の確認(校外活動の場合)
- ☐ 水分・塩分補給用のスポーツ飲料や経口補水液の準備
- ☐ 冷水やタオル、うちわ等、体温冷却に使用するものの準備

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 危機対応の検証
- ☐ 再発防止策の検討
- ☐ 報告書の作成
- ☐ 教職員間での情報共有
- ☐ 保護者会の開催(複数の児童生徒が発症した場合等、状況に応じて)
- ☐ 危機管理マニュアルへの反映
- ☐ ヒヤリハット事例への反映

マニュアル作成の留意事項(熱中症)

	項 目	各項目における留意事項
事前の危機管理	WBGT測定器による計測	◆気温・湿度の計測⇒計測して終わりではない ○気温が高い、湿度が高い、風が弱いなど「環境」の要因により熱中症は発生しやすいため、夏季のみでなく、ゴールデンウィーク、梅雨、秋晴れの時期なども、行事等の前には計測し、その結果を教職員や部活動指導者等に周知する。
	保健指導の実施	◆体調の確認 ○寝不足による体調不良、腹痛やインフルエンザ等による水分不足など、「からだ」の要因により熱中症は発生しやすいため、行事等を行う場合は、生徒の体調を確認し、水分補給などの指導を行う。
	測定の結果による行事等の見直し(中止・計画変更)	◆計画の見直し ○熱中症事故の防止のため、WBGT28℃以上では持久走や激しい運動は避けるとともに、WBGT31℃以上では部活動等の運動は原則中止し、適切な措置を講じる。 ○全校集会や部活動などを校庭や体育館などで行う場合、「熱中症予防運動指針(日本スポーツ協会)」に基づき、学校行事等の中止や実施場所や方法の変更など計画の見直しを行う。
発生時の危機管理	応急処置の実施	◆応急処置 ○高体温や意識障害が見られる等の重度の場合は、氷水に全身をつける。 ○ホースで水をかける、扇風機などで強風に扇ぐ、冷房のある部屋に移しぬれたタオルを身体にあて扇風機で冷やす等、速やかに身体を冷やし、水分や塩分の補給を行う。
	救急搬送要請	◆救急搬送要請 ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。
	病院へ搬送	◆同行者の役割 ○病院へ付き添った同行者は、医師の診断結果(熱中症の程度又は他の病気か)や病院での保護者とのやりとり内容等から、生徒の翌日の対応(入院か、通院か、登校可能か、様子を見て欠席か等)を確認する。 ○その内容を、対応責任者(管理職等)に報告する。
事後の危機管理	保護者会開催の有無(複数の生徒に症状がでた場合)	◆重大な事故等の発生 ○複数の生徒児童が熱中症で救急搬送された、重篤な症状の生徒がいるなどの場合は、発症した生徒の保護者のみでなく、今後の対応策を含め保護者全体に説明(通知)を行い、保護者の不安の払拭に努める。
	危機等対応の検証再発防止策の検討	◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

感染症への対応

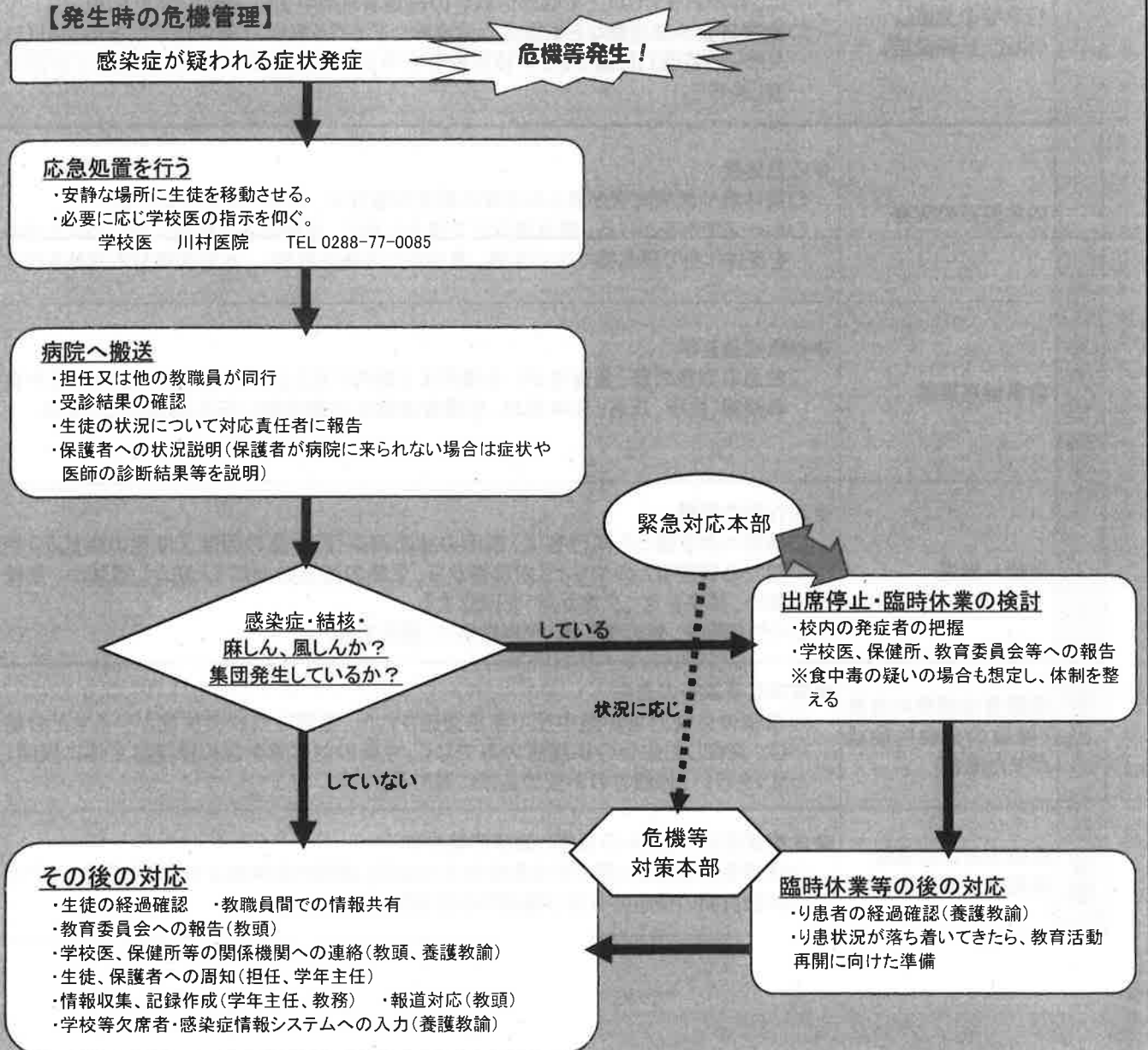
【対応方針】

- 学校において予防すべき感染症について理解するとともに対応のための体制を整備する。
- 感染症の集団発生が疑われる場合、関係機関と連携し原因究明と再発防止に努める。
- 感染症のまん延を防止するため、出席停止や臨時休業を行うなど適切な措置を講じる。

【事前の危機管理】

- ☐ 生徒に対する保健指導(手洗いの励行、衣服の清潔、予防接種の理解、自主的な欠席、保護者への啓発)
- ☐ 教職員による健康観察 ☐ 地域における感染症の発生及び流行状況の把握
- ☐ 健康診断の結果の把握(結核、寄生虫卵検査、予防接種) ☐ 校外活動時の留意事項の確認
- ☐ 学校環境衛生管理の実施(飲料水、教室内の空気環境、日常点検・定期検査の実施)
- ☐ 校内の消毒や便・吐物の処理に使用する衛生資材の準備

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 健康診断の実施 ☐ 環境衛生検査の実施 ☐ 再発防止策の検討 ☐ 報告書の作成(状況による)
- ☐ 教職員間での情報共有 ☐ 保護者への通知 ☐ 学校保健計画等への反映
- ☐ 危機管理マニュアルへの反映 ☐ ヒヤリハット事例への反映

マニュアル作成の留意事項(感染症)

	項 目	各項目における留意事項
事前の危機管理	保健指導・健康観察の徹底	◆健康異常の早期発見と感染症予防の適切な実施 ○健康異常の早期発見に努め、感染症に罹患した疑いがある場合は、医療機関の受診を勧めるなどの指導助言を行う。 ○感染症の予防に係る処置によって差別や偏見が生じることのないよう十分に配慮しながら、学校における感染症の予防の適切な実施の確保を図る。
	学校環境衛生管理の実施	◆法的根拠に基づいた実施 ○「学校環境衛生基準」に定められた必要な事項について、計画的に日常点検・定期検査を実施する。また、学校保健安全法第5条に基づき、学校ごとに「学校環境衛生基準」に準拠した環境衛生検査計画を作成し、実施結果について記録を保存する。
	校内の消毒や便・吐物の処理に使用する衛生資材の準備	◆事前準備の徹底 ○普段、流行している感染症については、その病原体に応じた消毒等が実施可能である。下痢便や嘔吐物については、病原体を広範囲に拡散させないため、迅速かつ適切に処理ができるよう使用する衛生資材を準備しておく必要がある。
発生時の危機管理	出席停止・臨時休業の検討	◆法的根拠 ○出席停止、臨時休業とも、学校医その他の医師の意見を参考とする。また、臨時休業後に授業を再開する場合には、生徒の欠席状況、罹患状況などをよく調査し、保健指導を十分に行う。 ＜出席停止:学校保健安全法施行令第6条＞ 出席停止の対象は、感染症に罹患、罹患している疑い、又は罹患のおそれのある生徒であり、出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、児童又は中学校の生徒にあってはその保護者に、高等学校の生徒にあっては当該生徒にこれを指示しなければならない。また、出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、学校保健安全法施行規則で定める基準による。 ＜臨時休業:学校保健安全法第20条＞ 臨時休業は、感染症の予防上必要があるときに行うことができる。
	関係機関への報告	◆速やかな報告 ○案件が発生した旨を速やかに日光市教育委員会に電話連絡するとともに、学校又は日光市教育委員会のいずれかは保健所に通報する。日光市教育委員会は上都賀教育事務所に、上都賀教育事務所は県教育委員会に速やかに電話にて報告する。
	学校等欠席者・感染症情報システムへの入力	◆情報の提供及び活用 ○学校は「学校等欠席者・感染症情報システム」等運用要領に従って同システムに出席停止者数、欠席者数、臨時休業を行った場合にはその状況を入力し、関係機関に情報提供する。 ○出席停止報告については、「学校等欠席者・感染症情報システム」上の報告とするので、別添「学校等欠席者・感染症情報システム等運用要領」を遵守する。また、同システムから得られる情報を学校の感染症予防対策に活用する。
事後の危機管理	健康診断・環境衛生検査の実施	◆事後措置 ○感染症が発生した時、疾病の有無について検査を行う必要がある時など、必要に応じて、学校医や学校薬剤師、保健所等の指導助言を受けて、臨時の健康診断や環境衛生検査を実施し、適切な事後措置を行う。
	報告書の作成 再発防止策の検討	◆危機管理マニュアル等の見直し及び情報共有 ○報告書を作成し、教育委員会に報告するとともに、危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアル等の見直しを行う。 ○教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

光化学スモッグへの対応

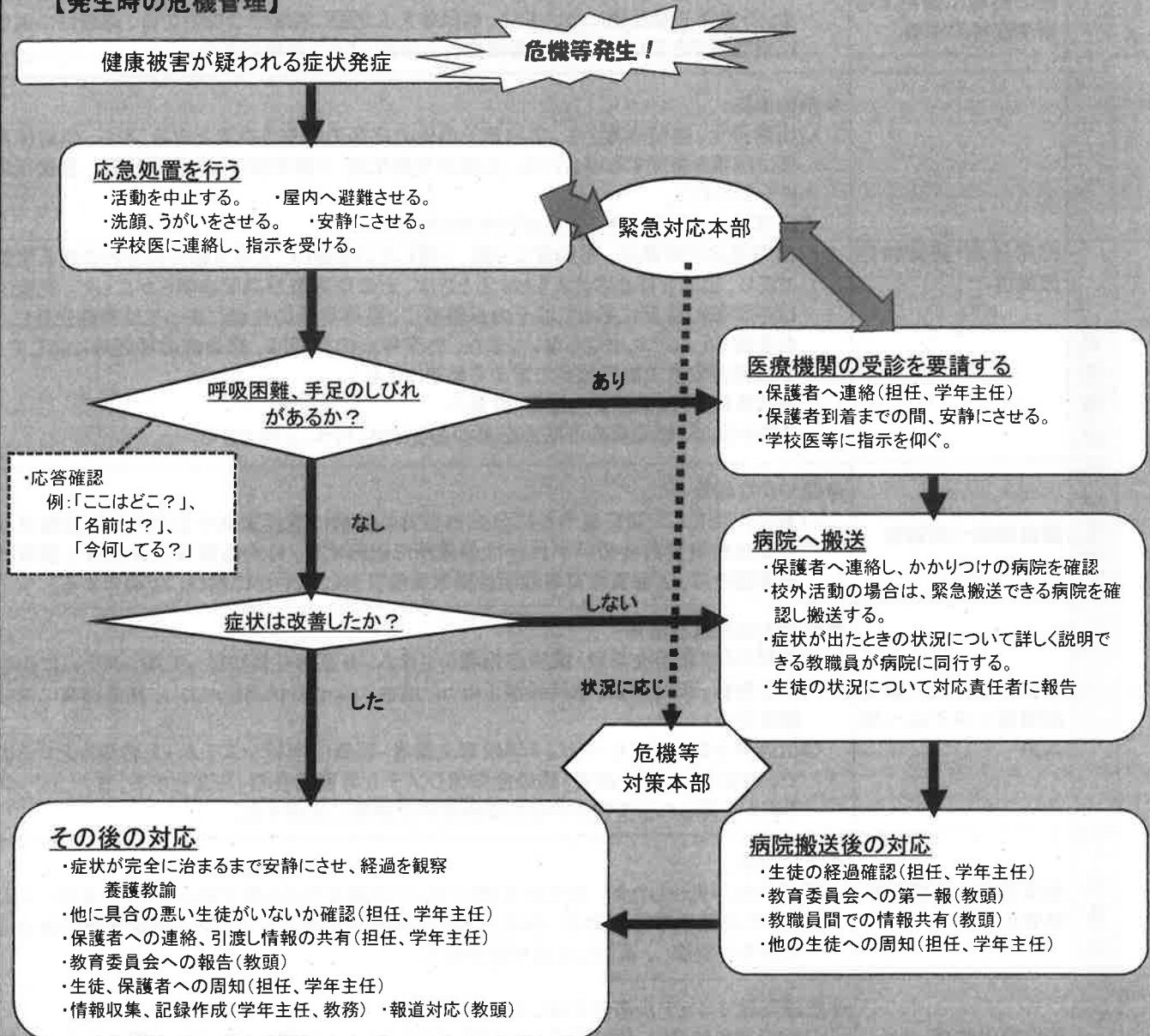
【対応方針】

- 学校における体制を整備し、発生しやすい気象条件の確認や発生等の情報の把握に努める。
- 発生時は、屋外活動や運動等を中止するなど、速やかに被害防止のための対策を行う。
- 健康被害が確認された場合、学校医の指導を受けるなどして、適切な回復処置を行う。

【事前の危機管理】

- ☐ 連絡方法の確保・確認
- ☐ 気象情報・光化学スモッグの発生情報の取得 ☐ 保健指導の実施
- ☐ 応急手当に必要なものの準備 ☐ 授業や学校行事等の見直し(中止・計画変更等)
- ☐ 夏期休業中の体制整備

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 危機等対応の検証 ☐ 再発防止策の検討 ☐ 報告書の作成 ☐ 教育委員会への報告
- ☐ 教職員間での情報共有 ☐ 保護者会の開催(被害が出た場合)
- ☐ 危機管理マニュアルへの反映

マニュアル作成の留意事項(光化学スモッグ)

項 目		各項目における留意事項								
事前の危機管理	気象情報・光化学スモッグの発生情報の取得	◆気象情報の確認 ○日差しが強い・気温が高い・風が弱い⇒発生しやすい。 ◆発生情報の確認 ○「とちぎの青空」(栃木県ホームページ)及び「大気環境情報システム」により、県内の大気環境や注意報等の発令に関する情報を把握する。また、把握した情報を学校全体に周知する。								
	保健指導の実施	◆生徒への指導 ○光化学スモッグについて理解させるとともに、常に自分の健康状態を知り、異常のある場合は進んで届け出るよう指導する。 ○光化学スモッグの情報に十分留意し、生徒が自主的に適切な対処ができるよう指導する。								
	授業や学校行事等の見直し (中止・計画変更等)	◆時間割や開催時期の調整 ○光化学スモッグの発生しやすい時期の屋外での授業等の取扱いについては、午前中に履修させるなど配慮する。								
発生時の危機管理	応急処置の実施	◆緊急時等の措置 ○速やかに校内放送等により、屋外における運動その他の諸活動を中止して屋内に退避させるとともに、風向きに注意して窓を閉じ、予防措置として洗眼・うがい等を行わせる。なお、注意報等の発令区分により、屋内での運動も中止する。 <table><tr><th>区 分</th><th>発 令 の 基 準</th></tr><tr><td>注 意 報</td><td>光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。</td></tr><tr><td>警 報</td><td>光化学オキシダント濃度が0.24ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。</td></tr><tr><td>重大緊急報</td><td>光化学オキシダント濃度が0.40ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。</td></tr></table>	区 分	発 令 の 基 準	注 意 報	光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。	警 報	光化学オキシダント濃度が0.24ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。	重大緊急報	光化学オキシダント濃度が0.40ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。
	区 分	発 令 の 基 準								
注 意 報	光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。									
警 報	光化学オキシダント濃度が0.24ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。									
重大緊急報	光化学オキシダント濃度が0.40ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。									
医療機関受診を要請	◆受診の判断 ○洗眼・うがい等をして症状が良くならない時や呼吸困難、手足のしびれなどの症状がある場合は、すぐに医師の診察を受けるよう保護者等に要請する。									
事後の危機管理	保護者会等の実施 (被害が出た場合)	◆すべての保護者に対する説明 ○生徒が救急搬送されたり、重篤な健康被害が生じたりした場合は、発症した生徒の保護者のみでなく、今後の対応策を含めすべての保護者に説明(通知)を行い、保護者の不安の払拭に努める。								
	危機等対応の検証 再発防止策の検討	◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。 ○教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。								

食物アレルギーへの対応

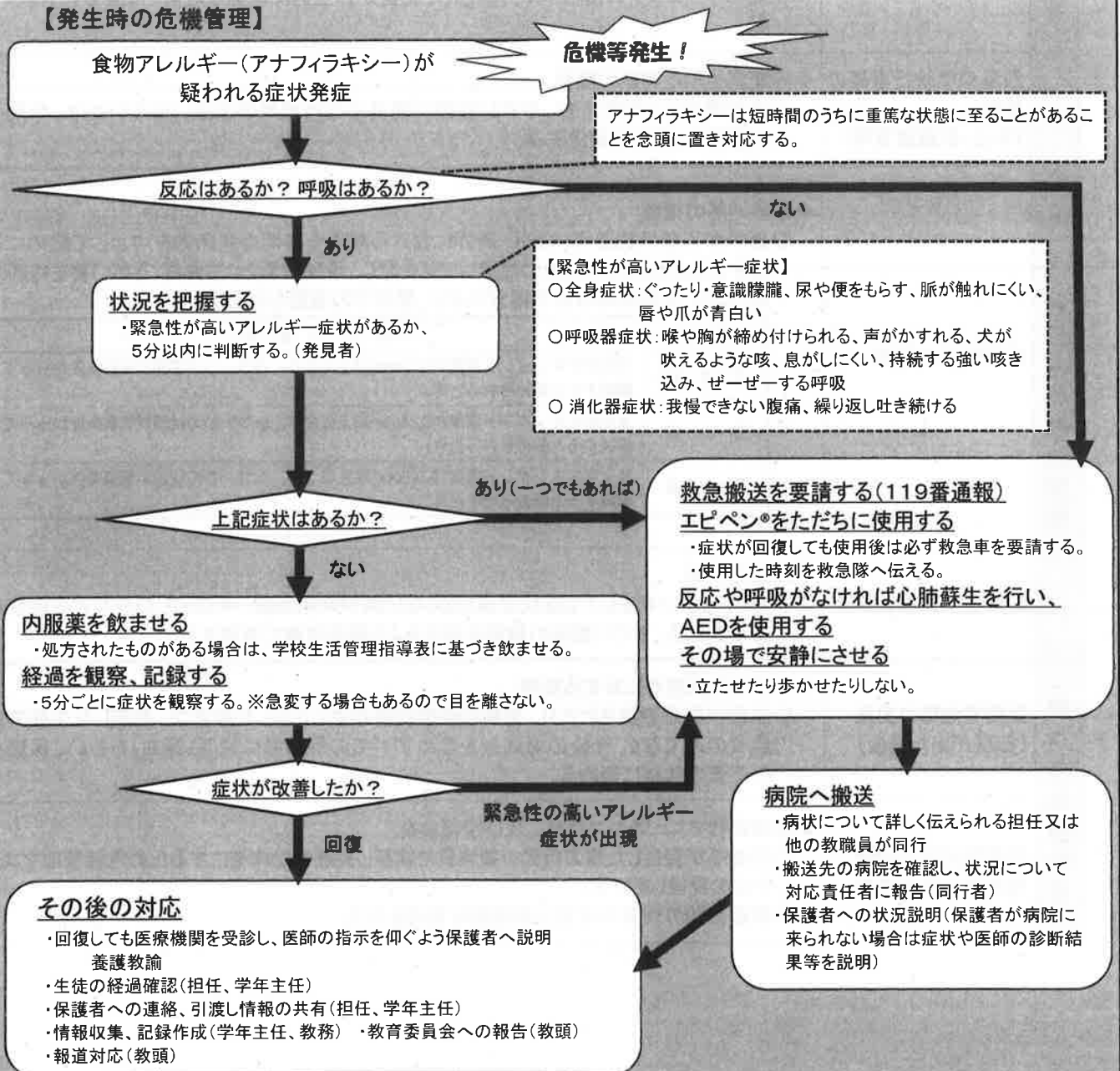
【対応方針】

- 既往症のある生徒のみが発症するとは限らず、初めて食したものに反応したり、運動に誘発されたりして発症することを教職員が理解しておく。
- アレルギー疾患対応委員会を設置するなど、校内組織で対応する。

【事前の危機管理】

- 保健調査等による把握 □ 学校生活管理指導表に基づく管理（保護者面談の実施）
- アレルギー疾患対応委員会の開催（個別の取組プランや緊急時の対応についての検討）
- 全教職員への情報共有 □ 校内研修の実施（エピペン®練習用トレーナーやDVDの活用）
- 消防署等関係機関との連携 □ 日常の取組の確認

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 □ 再発防止策の検討 □ 報告書の作成 □ 教職員間での情報共有
- 危機管理マニュアルへの反映

マニュアル作成の留意事項(食物アレルギー)

	項 目	各 項 目 に お け る 留 意 事 項
事前の危機管理	生徒の実態把握	◆保健調査等による把握 ○アレルギー疾患があり、管理・配慮が必要な生徒を保健調査票などにより把握する。入学直後から対応できるよう調査の時期に配慮する。 ◆学校生活管理指導表に基づく管理 ○食物アレルギーを有する生徒については「学校生活管理指導表」の提出を求め、主治医の指示に基づき「個別の取組プラン(案)」を作成する。保護者の要望のみによる対応は行わない。 ◆アレルギー疾患対応委員会の開催 ○学校生活管理指導表や保護者面談で得られた情報を元に緊急時の対応を検討する。検討した内容を保護者に説明し同意を得る。
	情報共有と校内体制整備	◆全教職員への情報共有 ○一部の教職員だけ知っていても緊急時に対応できないため、個別の取組プランの共通理解を図る。エピペン®の保管場所等(例: かばんのポケット内等)についても詳細に確認し、情報の共有を図る。 ◆校内研修の実施 ○既往症のある生徒のみが発症するとは限らず、学校給食で初めて食したものに反応することや運動により誘発されること、または食物以外(動物等)に反応することもあるため、全教職員がアレルギー疾患に関する基礎知識を持ち、適切に対応できるよう、エピペン®練習用トレーナーやDVDを活用した実践的な研修を定期的に行う。 ◆地域の消防署等関係機関との連携 ○教育委員会や消防機関に確認の上、情報提供等(エピペン®所持者については保護者の同意を得て)の連携を図る。
	日常の取組の確認	◆給食における対応 ○献立の作成から提供まで、複数でのチェックを行うなど徹底した管理体制を構築し、配膳、おかわり等のルールを決めておく。 ◆食物を扱う授業や宿泊学習等における対応 ○事前の対策を整えたとともに、貴重な体験の機会を不必要に制限することなく活動でき、他の生徒からの理解も得られるよう教育的配慮を行う。(動物等のアレルギーについても同様)
発生時の危機管理	食物アレルギーの症状・アナフィラキシーの発症	◆状況の把握 ○意識障害の有無やアレルギー症状について確認し、原因食物を食べたか・触れたか、運動していたか等の状況を確認する。
	救急搬送要請及びエピペン®の使用等	◆救急搬送要請等 ○救急搬送を要請するとともに、学校生活管理指導表等に基づき適切に対応する(エピペン®の使用や処方箋医薬品の服薬等)。 ○救急車到着の際、生徒がいる場所まで案内するとともに、症状やエピペン®を使用した時刻や処置経過等を救急隊に伝えられるようする。
	病院へ搬送	◆同行者の役割 ○「学校生活管理指導表」「保健調査票」「給食の献立表」等を持参し、生徒の情報を医師に伝える。診断結果(原因食物)や指示事項等を確認し、その内容を対応責任者に報告する。
事後の危機管理	危機等対応の検証 再発防止策の検討	◆重大な事故等の発生(救急搬送や誤食) ○誤ってアレルギー食物を食べた場合は、症状が軽い、又は発症しなかったとしても、重大な事故と捉え、徹底した再発防止に努める。 ◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。 ○教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

学校給食における食中毒への対応

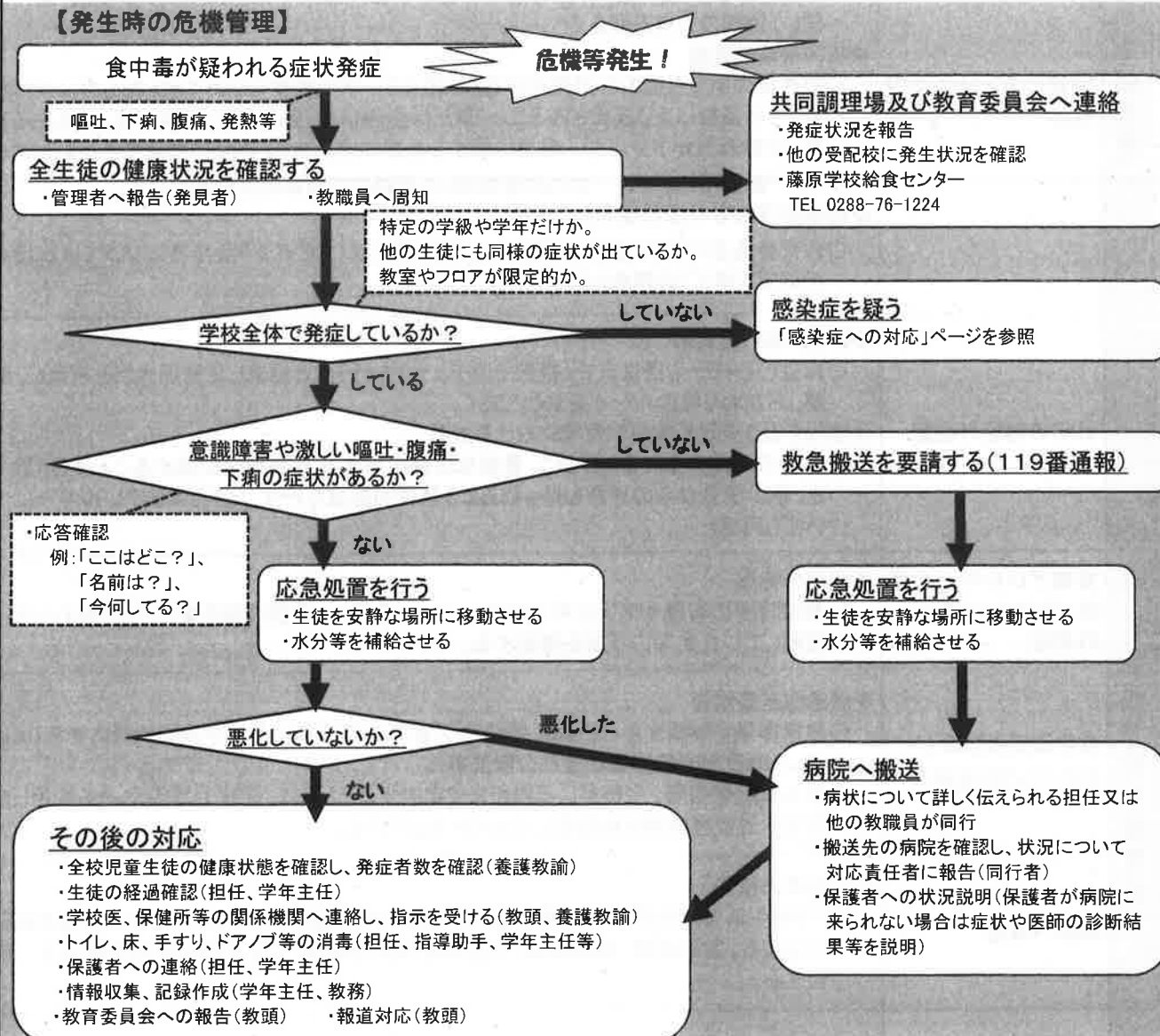
【対応方針】

- 調理場においては、学校給食衛生管理基準に基づき調理を行う。
- 学校においては、生徒や教職員の健康管理を行い、給食指導や給食に係る施設・設備の衛生管理を行う。
- 食中毒の集団発生が疑われる場合、関係機関と連携して原因究明と再発防止に努める。

【事前の危機管理】

- ☐ 学校給食の衛生管理を徹底するための体制整備とその適切な運用
- ☐ 学校給食衛生管理基準に準じた学校給食施設・設備の衛生管理
- ☐ 学校給食衛生管理基準に準じた調理の過程等における衛生管理
- ☐ 学校給食関係者の衛生管理の徹底と安全な学校給食の実施
- ☐ 生徒及び教職員の健康管理
- ☐ 生徒に対する健康教育(食に関する指導)の実施
- ☐ 学校給食に係る施設・設備(配膳室や配膳台等)の衛生管理
- ☐ 生徒の嘔吐物のため汚れた食器具の処理に使用する衛生資材の準備

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 危機対応の検証
- ☐ 再発防止策の検討
- ☐ 報告書の作成
- ☐ 教職員間での情報共有
- ☐ 健康観察の実施
- ☐ 臨時衛生検査の実施
- ☐ 保護者会の開催
- ☐ 危機管理マニュアルへの反映

マニュアル作成の留意事項(学校給食における食中毒)

	項 目	各項目における留意事項
事前の危機管理	学校給食の衛生管理の徹底	◆衛生管理の徹底 ○校長(共同調理場長)の責任の下、「学校給食衛生管理基準」による衛生管理を徹底する。 ○施設・設備、調理の過程それぞれの日常及び定期の点検により、食中毒発生の防止に万全を期す。
	健康教育・健康観察の徹底	◆生徒への健康教育(食に関する指導) ○帽子・マスク・白衣など給食当番にふさわしい身支度を整え、きちんと手洗いし、安全、衛生に気をつけ配膳するよう指導する。 ◆生徒及び学級担任等の健康観察の徹底 ○給食当番の健康観察については、配膳指導を行う教員とともに、下痢、発熱、腹痛、嘔吐など感染症の症状がないことを確認し、記録する。
	校内の消毒に使用する衛生資材の準備	◆消毒用衛生資材の準備 ○嘔吐物や下痢便について、ウイルス等を広範囲に拡散させないため、迅速かつ適切に処理できるよう、次亜塩素酸ナトリウム水溶液や使い捨て手袋、マスク等の衛生資材を準備する。
発生時の危機管理	救急搬送要請	◆緊急搬送要請 ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。
	関係機関への連絡	◆学校医、保健所、教育委員会への連絡 ○診断の必要があるとされた場合には、学校医又は医師の診断を受けさせる。 ○疑いの場合でも管轄する保健所へ速やかに連絡し、教育委員会にも報告を行う。(様式1「学校における感染症・食中毒等発生状況報告書」令和2(2020)年4月1日付け学安第8号)
	症状発生者対応後	◆臨時休業等の検討 ○学校医の意見を参考に、臨時休業の検討を行う。 ◆保護者への説明 ○マチコミ配信等を活用し、速やかに保護者に対し状況を説明する。 ◆保健所への協力 ○保健所が行う聞き取り調査や検便等に協力する。 ◆学校内の消毒の実施 ○給食調理室をはじめ、トイレや床、発症者が触れた可能性のある箇所は次亜塩素酸ナトリウム水溶液で消毒を行う。 ◆具合が悪化した場合の対応 ○急に様態が変化した場合は、救急搬送を要請する。
	学校等欠席者・感染症情報システムへの入力	◆学校等欠席者・感染症情報システム ○学校等欠席者・感染症情報システム運用要領に従い、システムに状況を入力する。
事後の危機管理	保護者会等の実施	◆すべての保護者への説明 ○発症した生徒の保護者のみでなく、今後の対応策を含め全ての保護者に説明(通知)を行い、保護者の不安の払拭に努める。
	報告書の作成	◆食中毒の終えん ○食中毒が終えんした際にも、様式1「学校における感染症・食中毒等発生状況報告書」により県教育委員会に報告する。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討	◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。 ○教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

学校給食等における異物混入への対応

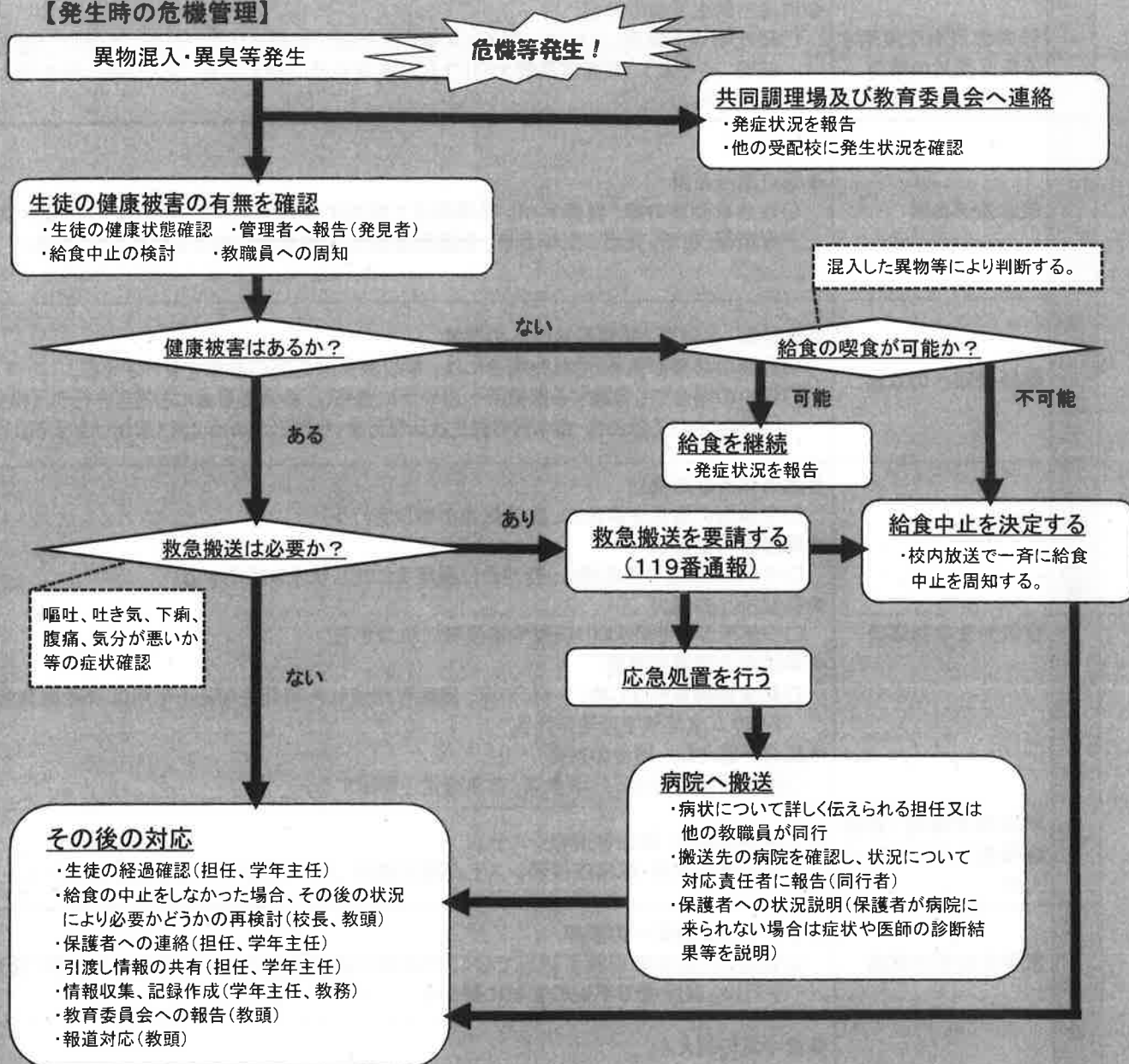
【対応方針】

- 調理場においては、食中毒防止と同様、学校給食衛生管理基準に基づき防止に努める。
- 発生時の関係機関への連絡体制を整え、混入があった場合は、児童生徒の健康被害の有無を確認するとともに、関係機関へ速やかに報告する。
- 関係機関と連携し、原因究明と再発防止に努める。

【事前の危機管理】

- 物資選定委員会等を設け、衛生上信頼のおける業者を選定
- 食材納入時の立ち会い及び検収の徹底
- 学校給食衛生管理基準に準じた施設・設備の衛生管理と調理の過程等における衛生管理
- 責任者による給食30分前の検食の実施と異物混入が発生した場合の連絡体制の整備
- 配膳室等給食の保管場所の施設と教室での配膳における学級担当等の管理・指導

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証
- 再発防止策の検討
- 報告書の作成
- 教職員間での情報共有
- 危機管理マニュアルへの反映
- 保護者への通知文の発出

マニュアル作成の留意事項(学校給食等における異物混入)

	項 目	各項目における留意事項
事前の危機管理	学校給食の衛生管理の徹底	◆物資選定委員会 ○食品選定のための委員会等を設ける等により、衛生上信頼のおける業者を選定する。 ◆検収の徹底 ○食材納入時に立ち会い、検収を徹底する。 ◆学校給食衛生管理基準に準じた異物混入の防止 ○危機管理マニュアルや異物混入チェックリスト等を作成し、点検・記録する。
	学校(教室)等における防止策	◆連絡体制の整備 ○異物混入の判明時期にどのように対応するか想定し、連絡体制を整えておく。 ◆検食の実施 ○責任者(校長等)は原則生徒の給食開始 30 分前に検食を行い、異味異臭など異状の早期発見に努める。 ◆給食の管理体制 ○配膳室等配膳場所は給食時間まで施錠を行い、教室での配膳は、学級担任等の管理・指導のもと、異物が混入しないよう注意して行う。 ◆混入時の生徒への指導 ○生徒が給食を食べる際には、異物が入っていないか注意させるとともに、異物があった場合は直ちに学級担任等へ報告するよう指導する。
発生時の危機管理	異物の確認と生徒の状況確認	◆異物の混入状況確認 ○健康被害がある異物なのか、複数の生徒に混入していないか、状況を確認する。
	喫食の停止	◆喫食停止の判断 ○異物の内容が生徒の健康に影響を及ぼすと考えられる場合、又は健康被害はないものの同一の異物が大量に混入していた場合、原因不明の異物の場合には、直ちに全生徒の混入した料理の喫食を中止する。 ※共同調理場及び教育委員会へ報告する。
	混入のあった生徒の健康状態確認	◆病院への搬送判断 ○健康観察の結果、必要に応じて学校医・保護者への連絡及び病院への搬送を行う。 ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。 ◆応急処置・経過観察 ○病院への搬送の必要が無かった場合においても、経過を観察し、保護者へ連絡する。
	原因究明の措置	◆異物混入のあった給食の保管 ○原因究明のため、生徒から混入の状況を聴取記録し、混入があった給食は発見時のまま保管し、調理場へ戻す。 ◆原因究明 ○調理場は、異物がいつ混入したのか異物により判断し、食材由来の場合は納入業者へ連絡し、他へも同じ食材を納入している場合は他の納入先にも連絡するよう指示する。
事後の危機管理	関係機関等への報告等(生徒の健康に影響を及ぼす場合、又は、健康被害の可能性が低いものでも大量に混入していた場合)	◆教育委員会への報告 ○状況に応じて市町教育委員会、保健所等の指導助言を受け、当日及び翌日からの対応を決定する。 ◆健康被害があった生徒及び保護者への説明と謝罪 ○生徒及び保護者に対し説明及び謝罪を行う。 ◆全ての保護者へ報告と説明 ○保護者会、文書等により説明を行う。
	危機等対応の検証再発防止策の検討	◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。 ○教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

登下校中の交通事故(被害)への対応

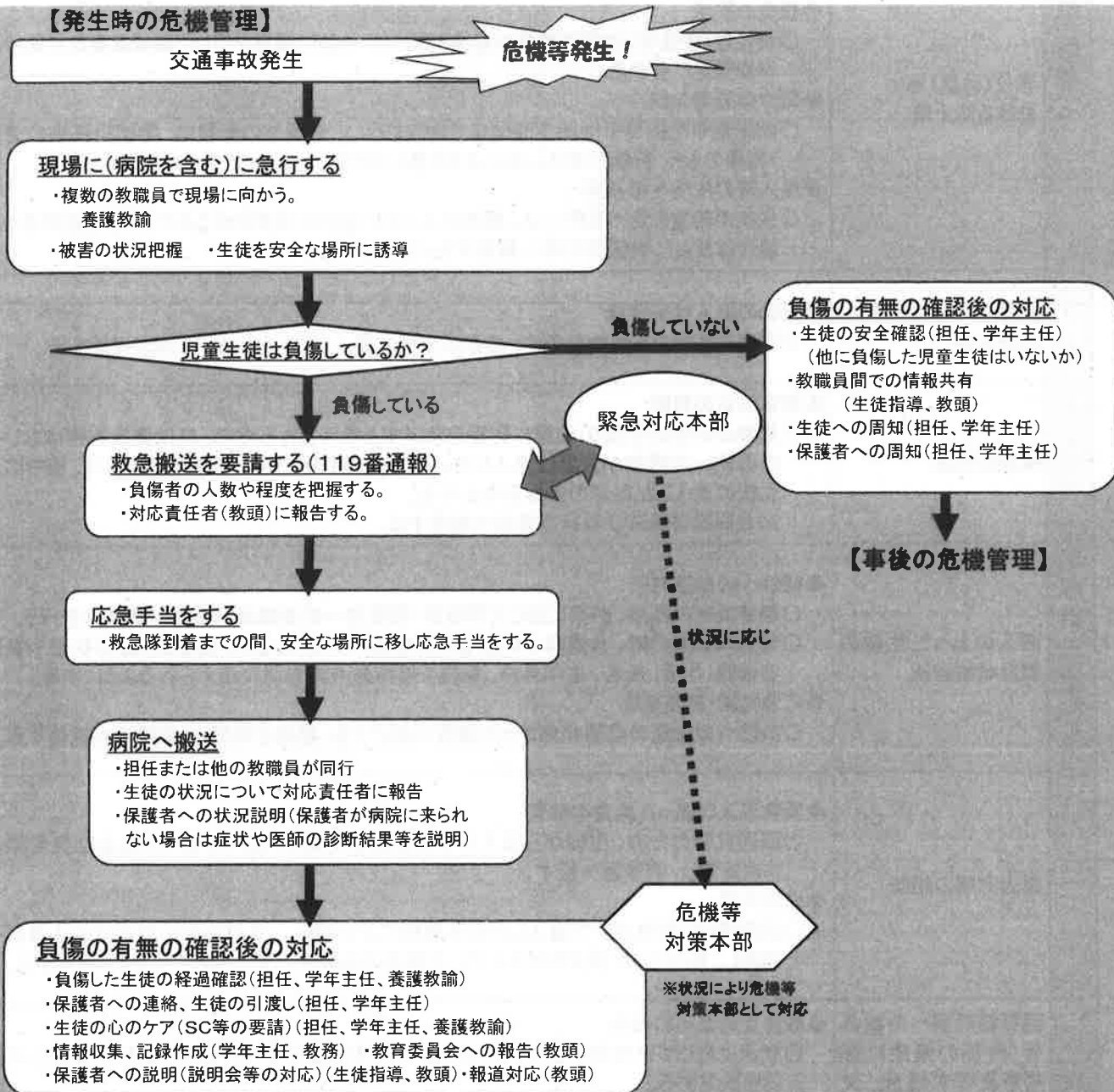
【対応方針】

- 事故に遭った生徒を迅速に救護する。
- 事故に遭った生徒の心身のケアを図る。
- 関係機関等と連携し事故再発防止策を実施するとともに、生徒の指導を充実させる。

【事前の危機管理】

- ☐ 登下校方法の把握 ☐ 通学路の安全点検 ☐ 交通事故多発箇所の把握
- ☐ 生徒への交通安全講習等の実施 ☐ 生徒による通学路危険箇所の確認
- ☐ 保護者、警察、地域ボランティアとの連絡体制の確認

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 危機対応の検証 ☐ 再発防止策の検討 ☐ 報告書の作成 ☐ 教職員間での情報共有
- ☐ 継続的な心のケア ☐ 交通安全講習等への反映 ☐ 危機管理マニュアルへの反映
- ☐ ヒヤリハット事例への反映

マニュアル作成の留意事項(登下校中の交通事故(被害))

	項 目	各項目における留意事項
事前の危機管理	交通事故多発箇所の把握	◆危険箇所の共通理解 ○事故が多発している危険箇所を教職員のみでなく生徒、保護者にも認識してもらい、事故防止への意識付けを行う。
	保護者、警察、地域ボランティアとの連絡体制	◆連絡体制の整備 ○事故が発生した場合、対応防止策など保護者、警察、地域ボランティア等に協力を要請することとなる。このため、連絡先などを確認しておき、スムーズに対応策を実施できるよう体制を整えておく。
発生時の危機管理	事故の発生情報	◆情報の収集及び精査 ○事故の発生情報は、警察、消防、保護者、地域住民、生徒など、様々な方面からもたらされる。 ○情報が錯綜し、正しい情報が得られない可能性があるため、予想や憶測で判断せず、正確な情報を得られるよう努める。 ○情報の収集は、担当が一人だと、重要な情報があったとしても対応が遅れる可能性があるため、責任者の他に複数の情報収集担当者を置き、情報の共有を図り、複数の視点による対応策をとれるようにする。
	現場(病院含む。)への急行	◆生徒の安全確保 ○事故の情報がいった場合、現場に急行し、被害の拡大を防ぐため、周辺にいる生徒を現場から安全な場所に避難させる。 ○負傷した生徒がいる場合は、救急搬送を要請し、応急手当を行う。既に救急搬送等対応済みの場合は、病院に急行し、生徒の心身の状態を確認し、対応責任者へ報告する。 ○事故の状況をできる限り警察等などに確認し、対応責任者へ正確な事故の状況を報告する。
	救急搬送要請	◆救急搬送要請 ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。
事後の危機管理	継続的な心のケア	◆重大な事故等の発生 ○危機等により心身が不安定になった生徒に対し継続して心身の状態を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感が現れるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討	◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

公共交通機関利用中の事故への対応

【対応方針】

- 事故に遭った生徒の安否を確認する。
- 事故に遭った生徒の心身のケアを図る。
- 保護者や関係機関等と連携し生徒の安全確保に努める。

【事前の危機管理】

- ☐ 公共交通機関の状況把握(工事による不通区間、混雑時間帯等)
- ☐ 生徒の公共交通機関利用者の把握
- ☐ 公共交通機関の緊急連絡先の確認
- ☐ 生徒への事故発生対応訓練の実施
- ☐ 生徒への公共交通機関利用マナー講習の実施

【発生時の危機管理】

バス・電車等の公共交通機関の事故発生
(自校生徒が利用している、又は利用している可能性が高い)

危機等発生!

現場に(病院を含む)に急行する

- ・生徒の安否確認
- ・複数の教職員で現場に向かう。
養護教諭
- ・被害の状況把握
- ・生徒を安全な場所に誘導
- ・生徒の心身の状態を確認し安全確保に努める。

緊急対応本部

当該公共交通機関利用児童生徒の安否確認

- ・名簿等との照合により、既に事故に巻き込まれた可能性のある児童生徒以外にも当該公共交通機関を利用している者の安否を確認する。

生徒は負傷しているか?

負傷している

救急搬送を要請する(119番通報)

- ・負傷者の人数や程度を把握する。
- ・対応責任者(教頭)に報告する。

応急手当をする

- ・救急隊到着までの間、安全な場所に移し応急手当をする。

病院へ搬送

- ・担任又は他の教職員が同行
- ・生徒の状況について対応責任者に報告
- ・保護者への状況説明(保護者が病院に来られない場合は症状や医師の診断結果等を説明)

負傷していない

負傷の有無の確認後の対応

- ・生徒の安全確認(担任、学年主任等)
(他に負傷した児童生徒はいないか)
- ・教職員間での情報共有
(教頭、生徒指導)
- ・生徒への周知(担任、学年主任)
- ・保護者への周知(担任、学年主任)

【事後の危機管理】

状況に応じ

危機等
対策本部

負傷の有無の確認後の対応

- ・負傷した生徒の経過確認(担任、学年主任)
- ・保護者への連絡、生徒の引渡し(担任、学年主任)
- ・生徒の心のケア(SC等の要請)(担任、養護教諭)
- ・情報収集、記録作成(学年主任、養護教諭)・教育委員会への報告(教頭)
- ・保護者への説明(説明会等の対応)(教頭、生徒指導)・報道対応(教頭)

※状況により危機等
対策本部として対応

【事後の危機管理】

- ☐ 危機対応の検証
- ☐ 再発防止策の検討
- ☐ 報告書の作成
- ☐ 教職員間での情報共有
- ☐ 継続的な心のケア
- ☐ 危機管理マニュアルへの反映
- ☐ ヒヤリハット事例への反映

マニュアル作成の留意事項(公共交通機関利用中の事故)

	項 目	各項目における留意事項
事前の危機管理	公共交通機関の緊急連絡先の確認	◆事故発生時の確認先 ○公共交通機関で事故が発生した場合には、事故の被害に遭った生徒の把握が重要になる。 ○どこに問い合わせれば事故の状況等が把握できるかを事前に確認しておくことで、保護者や生徒からの問合せに対応できるようにする。 ○事故が発生した場合、公共交通機関に問合せが殺到し、情報が得られないことも想定し、生徒が利用する駅や停留所などの関係者と連携をとっておく。
	バス・電車等での事故発生情報	◆情報の収集及び精査 ○事故の発生情報は、警察、消防、保護者、地域住民、生徒など、様々な方面からもたらされる。 ○情報が錯綜し、正しい情報が得られない可能性があるため、予想や憶測で判断せず、正確な情報を得られるよう努める。 ○情報の収集は、担当が一人だと、重要な情報があつたとしても対応が遅れる可能性があるため、責任者の他に複数の情報収集担当者を置き、情報の共有を図り、複数の視点による対応策をとれるようにする。
発生時の危機管理	現場(病院含む。)への急行	◆生徒の安全確保 ○公共交通機関の事故の場合、現場には近づけない場合が多いため、事故に遭った人の避難場所、病院搬送先を確認し、生徒が事故に巻き込まれたか否かを確認する。 ○教職員が事故に居合わせた場合は、公共交通機関関係者の誘導に従い、安全な場所に避難し、生徒の心身の状況を確認する。 ○確認した内容を学校(対応責任者等)に報告する。
	救急搬送要請	◆救急搬送要請 ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。
	負傷者確認後の対応	◆負傷者確認後の対応 ○公共交通機関利用生徒の安否確認を最優先とし、生徒の負傷状況等を把握する。 ○事故の発生による二次被害で、生徒が学校に登校していない、自宅に帰り着かないなどの状況になっていないか確認する。 ○保護者へは、事故発生について情報提供するとともに、事故が発生した公共交通機関を利用している可能性が高い生徒の情報を保護者からもらうなど状況の確認に努める。また、生徒には、保護者と連絡を取り合ってもらい、保護者の不安を早めに取り除くよう留意する。 ○教育委員会へは、事故の発生及び生徒の状況等を確認している旨を電話等連絡(第一報)する。 ○死亡者や意識不明などの重体者を把握した際は、至急保護者に連絡するとともに教育委員会に報告する。
事後の危機管理	継続的な心のケア	◆重大な事故等の発生 ○危機等により心身が不安定になった生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証再発防止策の検討	◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

スクールバス搭乗中の事故への対応

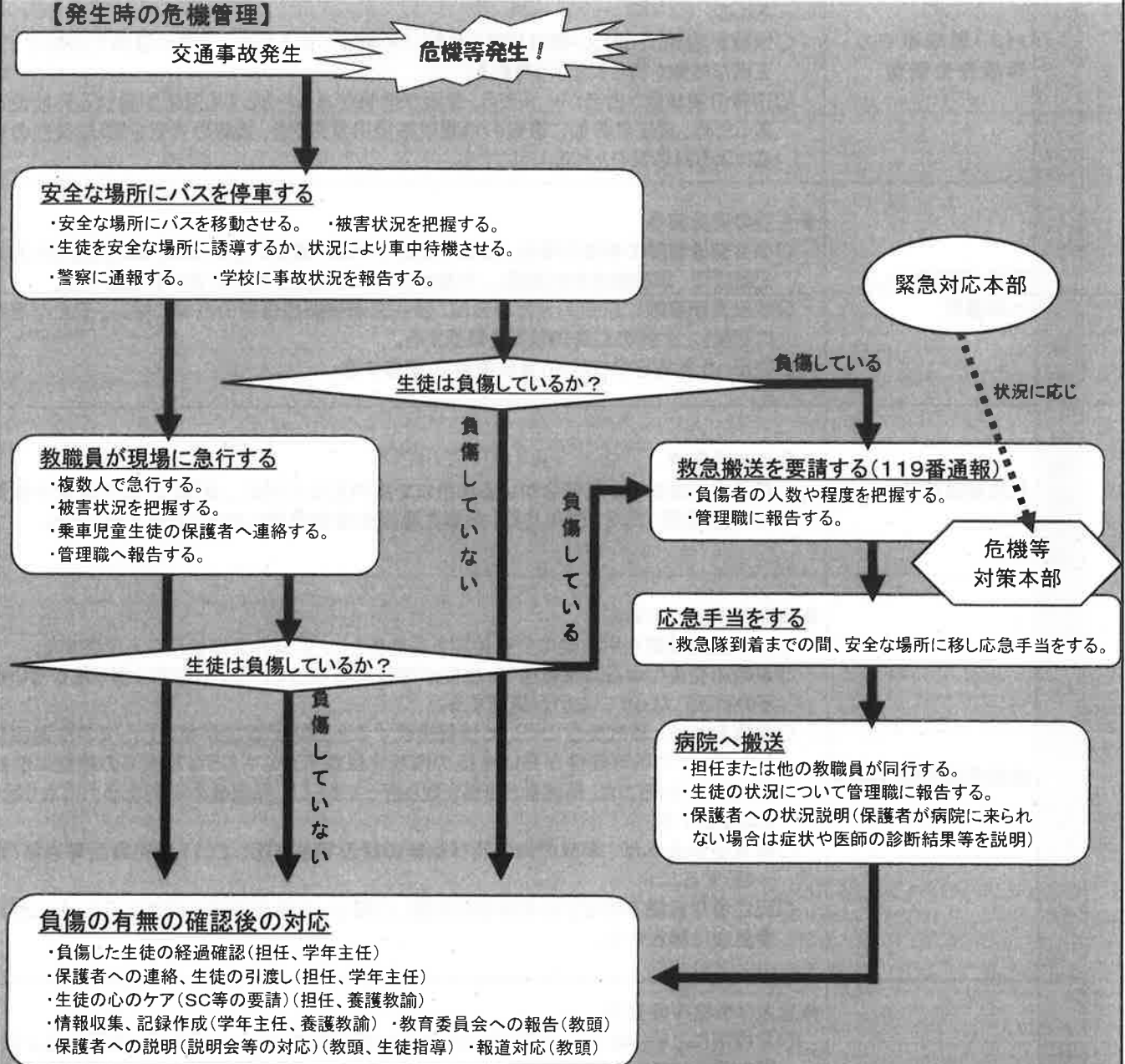
【対応方針】

- 事故に遭った生徒を迅速に救護する。
- 関係機関等と連携し事故再発防止策の改善を図るとともに、生徒の指導を充実させる。

【事前の危機管理】

- ☐ バスの安全点検 ☐ 交通事故多発箇所の把握 ☐ 送迎場所の安全確認
- ☐ 委託業者との危機発生時の対応マニュアルの確認 ☐ 保護者への引渡し方法の確認
- ☐ スクールバス運行不能時の代替交通手段の確認

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 危機対応の検証 ☐ 再発防止策の検討 ☐ 報告書の作成 ☐ 教職員間での情報共有
- ☐ 負傷した児童生徒の経過確認 ☐ 継続的な心のケア ☐ 危機管理マニュアルへの反映
- ☐ ヒヤリハット事例への反映

マニュアル作成の留意事項(スクールバス搭乗中の事故)

	項 目	各 項 目 に お け る 留 意 事 項
事前の危機管理	交通事故多発箇所の把握	◆危険箇所の共通理解 ○事故が多発している危険箇所を教職員のみでなくバス運転手にも認識してもらい、事故防止への意識付けを行う。
	保護者への引渡し方法の確認	◆連絡体制の整備 ○危機等が発生した際は、生徒を安全に帰宅させ、保護者へ引き渡す必要がある。 ○学校と保護者とで事前に危機等発生時の帰宅方法(引渡し方法)を確認し、生徒の安全を確保する。 ○事故によりスクールバスが使用できなくなる場合もあるため、その際の登下校方法も保護者と確認しておく。
発生時の危機管理	現場(病院含む。)への急行	◆生徒の安全確保 ○事故の情報がいった場合、現場に急行し、被害の拡大を防ぐため、生徒を事故現場から離し、安全を確保する。 ○心身の状態が不安定になっている生徒への対応や生徒の健康状態の確認を行う。 ○負傷した生徒等がいて既に救急車等対応済みの場合は、病院に急行し、生徒の心身の状態を確認し、対応責任者へ報告する。 ○事故の状況をできる限り警察等などに確認し、対応責任者へ正確な事故の状況を報告する。
	負傷者確認後の対応	◆本部の設置 ○事故が発生した報告があった場合は、「緊急対応本部」を設置し対応する。 ○事故の状況が明確になり、負傷者等がいる場合は、重大な危機等が発生したとして「危機等対策本部」を設置し、役割にしたがって対応する。 ○負傷した人数で対策本部を設置する又はしないと判断するのではなく、負傷者がいなかった場合でも、社会に影響を及ぼすような事故の場合もあり、内容により重大案件となる可能性があるため、注意する。
事後の危機管理	継続的な心身のケア	◆心身のケア ○心身が不安定になった生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立てる。 ○事故による影響で、生徒の心身の不安定な状態を招く場合が想定されるため、学校内のみならず、家庭での様子を確認できるよう保護者との連携、医療機関への相談などの対応がとれる体制を整えるようにする。 ○生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討	◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。 ○教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

台風への対応

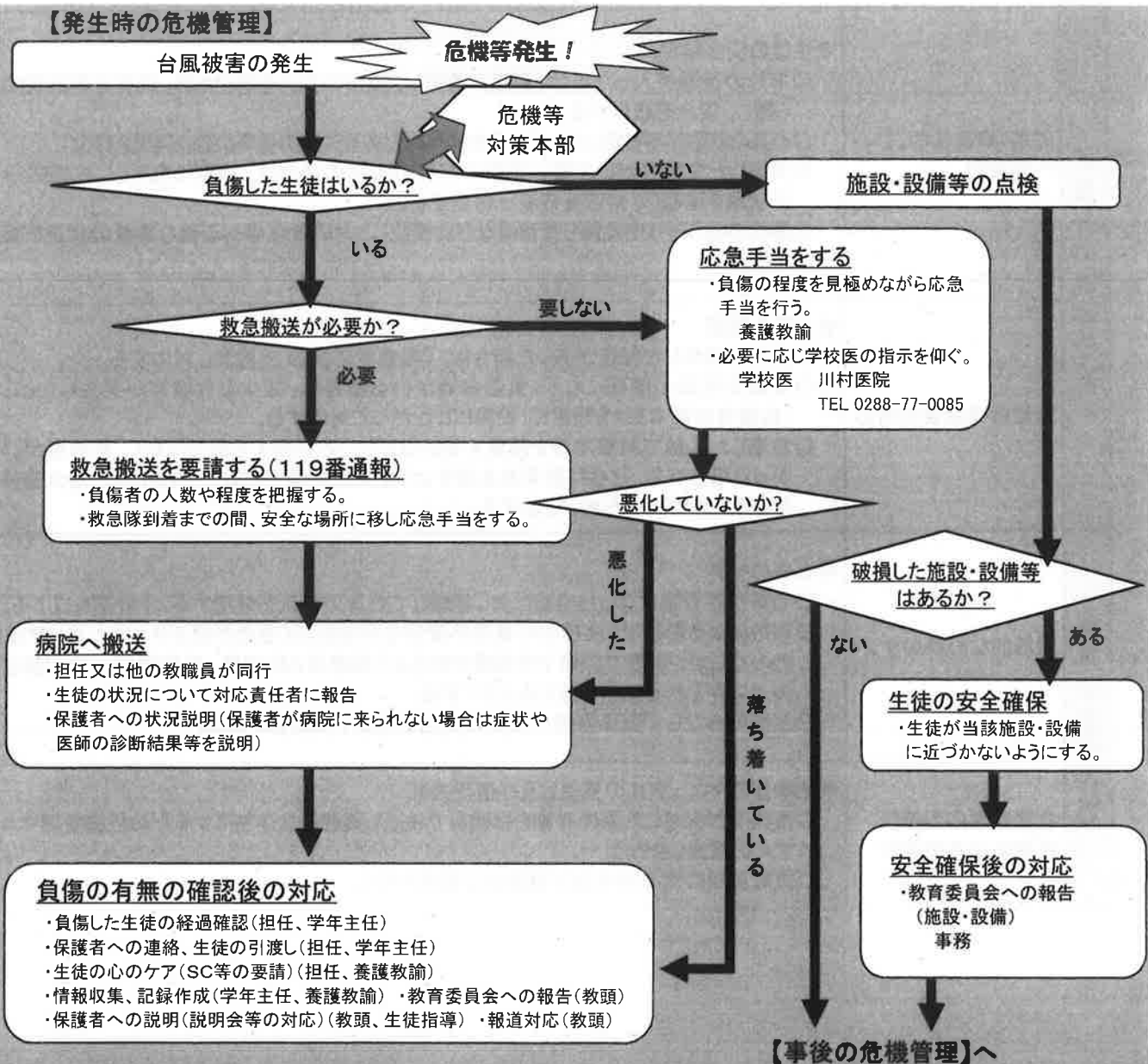
【対応方針】

- 生徒の安全を第一に早期に対応する。
- 生徒を迅速に安全な場所へ避難させる。

【事前の危機管理】

- ☐ 台風情報や警報・注意報等の最新の各種防災気象情報の確認
- ☐ 避難場所及び避難経路の確保・確認
- ☐ 学校防災体制の整備
- ☐ 生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制整備
- ☐ 防災教育の実施
- ☐ 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討
- ☐ 公共交通機関の運行情報を確認(運休が計画されているか等)
- ☐ 学校行事、校外活動の中止・計画の変更の検討
- ☐ 保護者への引渡しの確認
- ☐ 学校設備の点検等

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 危機対応の検証
- ☐ 再発防止策の検討
- ☐ 報告書の作成
- ☐ 教職員間での情報共有
- ☐ 継続的な心のケア
- ☐ 危機管理マニュアルへの反映
- ☐ ヒヤリハット事例への反映
- ☐ 破損した施設・設備の修繕計画作成
- ☐ 防災教育(振り返り)の実施

マニュアル作成の留意事項(台風)

	項 目	各項目における留意事項
事前の危機管理	台風に関する防災 気象情報の確認	◆情報収集 ○気象台が発表する台風や警報・注意報等の最新の防災気象情報を確認する。 ○自治体が発表する避難勧告等の情報や教育委員会から提供される情報を確認し、台風への対策をとる。 ○台風の進路や勢力は接近しながら変化するため、影響が小さいと予想される場合でも、常に最新の情報を確認し、事前の危機管理の対策をとるよう留意する。 ○台風は広範囲にわたる影響があるため、他の地域で被害(上流側の降水による河川の増水・氾濫、土砂災害、鉄道の運休、道路の冠水等)による二次災害が発生するおそれもあるため留意する。
	学校防災体制の整備 及び防災教育の実施	◆防災対応能力の向上 ○台風接近時の危機管理に関する体制整備や備品等の備蓄などは、生徒の命を守るために最も重要な要素であり、機能的で実践的な対応が求められる。研修等により全教職員が台風災害の知識を深める。 ○生徒や教職員が、台風に関する知識や避難行動を理解するための防災教育について、機会を捉え行う。
	学校の臨時休業、始 業時刻遅延、早期下 校等の検討	◆早期の安全対策 ○入手した台風情報等により、通学や学校活動、校外活動に台風による影響が予想される場合には、早期判断により学校の臨時休業、始業時刻の遅延、早期の下校、学校での待機等を検討し、措置を講じる。また、学校行事や校外活動等がある場合は、計画の中止又は変更を早めに検討する。 ○臨時休業等を実施する場合は、教育委員会に報告する。
	学校設備の安全点検 (学校保健安全法 施行規則第28・29条)	◆被害の防止 ○学校の設備や備品が台風の影響で建物や周辺に被害(窓ガラス破損、道路への倒木等)を与える可能性があるため、被害がないよう、備品の整理整頓や樹木などの管理に留意する。
発生時の危機管理	負傷者の有無の確認	◆生徒の安全確保 ○倒木、窓の破損、落下物による負傷など、台風の影響により負傷した場合は、応急手当を行うとともに、生徒を危険な場所から安全な場所へ移動させ、応急手当を行う。また、登下校の際に、生徒が負傷する場合も想定されるため、その際は、現場に急行し、救急搬送を要請し、応急手当を行う。
	救急搬送要請	◆救急搬送要請 ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。
事後の危機管理	継続的な心のケア	◆重大な事故等の発生 ○危機等により心身が不安定になった生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討	◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

大雨による災害(土砂災害・浸水害・洪水害)への対応

【対応方針】

- 生徒の安全を第一に早期に対応する。
- 生徒を迅速に安全な場所へ避難させる。

【事前の危機管理】

- 警報・注意報、大雨による災害(土砂災害・浸水害・洪水害)に関する最新の各種防災気象情報の確認
- 避難確保計画の作成(洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域に該当する場合)
- 学校防災体制の整備 □ 生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制整備 □ 防災教育の実施
- 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討 □ 避難場所及び避難経路の確保・確認
- 学校行事、校外活動の中止・計画の変更の検討 □ 保護者への引渡しの確認 □ 学校設備の点検等

【発生時の危機管理】

大雨による災害(土砂災害・浸水害・洪水害)の発生

危機等発生!

危機等
対策本部

負傷した生徒はいるか?

いない

施設・設備等の点検

いる

救急搬送が必要か?

要しない

応急手当をする

- ・負傷の程度を見極めながら応急手当を行う。
- 養護教諭
- ・必要に応じ学校医の指示を仰ぐ。
- 学校医 川村医院
- TEL 0288-77-0085

必要

救急搬送を要請する(119番通報)

- ・負傷者の人数や程度を把握する。
- ・救急隊到着までの間、安全な場所に移し応急手当をする。

悪化していないか?

悪化した

病院へ搬送

- ・担任又は他の教職員が同行
- ・生徒の状況について対応責任者に報告
- ・保護者への状況説明(保護者が病院に来られない場合は症状や医師の診断結果等を説明)

負傷の有無の確認後の対応

- ・負傷した生徒の経過確認(担任、学年主任)
- ・保護者への連絡、生徒の引渡し(担任、学年主任)
- ・生徒の心のケア(SC等の要請)(担任、養護教諭)
- ・情報収集、記録作成(学年主任、養護教諭)・教育委員会への報告(教頭)
- ・保護者への説明(説明会等の対応)(教頭、生徒指導)・報道対応(教頭)

破損した施設・設備等
はあるか?

ない

落ち着いている

ある

生徒の安全確保

- ・生徒が当該施設・設備に近づかないようにする。

安全確保後の対応

- ・教育委員会への報告(施設・設備)事務

【事後の危機管理】へ

【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 □ 再発防止策の検討 □ 報告書の作成 □ 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア □ 危機管理マニュアルへの反映
- 破損した施設・設備の修繕計画作成 □ 防災教育(振り返り)の実施

マニュアル作成の留意事項(大雨による災害(土砂災害・浸水害・洪水害))

	項 目	各項目における留意事項
事前の危機管理	大雨による災害に関する防災気象情報の確認	◆情報収集 ○気象台が発表する大雨による災害(土砂災害・浸水害・洪水害)に関する防災気象情報(警報・注意報、指定河川洪水予報、土砂災害警戒情報等)を確認する。 ○自治体が発表する避難勧告等の情報や教育委員会から提供される情報を確認する。 ○局地的な大雨の場合には、学校の周辺は何事もなくとも、通学路や他の地域で被害(河川の氾濫、土砂災害、鉄道の運休、道路の冠水による通行止め等)による二次災害が発生するおそれもあるため、情報収集に努める。
	学校の臨時休業、始業時刻遅延、早期下校等の検討	◆早期の安全対応 ○大雨が予想される場合には、最新の防災気象情報や公共交通機関の運行情報を確認し、臨時休業、始業時刻の遅延、早期の下校、学校での待機等を検討し、措置を講じる。 ○臨時休業等を実施する場合は、教育委員会に報告する。
	学校施設・設備の事前点検	◆被害の防止 ○学校の設備や備品が大雨等の影響で建物や周辺に被害を与える可能性があるため、被害がないよう、備品の整理整頓や樹木などの管理に留意する。
発生時の危機管理	負傷者の有無の確認	◆生徒の安全確保 ○大雨による災害(土砂災害・浸水害・洪水害)により負傷した場合は、生徒を安全な場所に移動し、応急手当を行う。 ○登下校の際に、生徒が負傷する場合も想定されるため、その際は、現場に急行し、救急搬送を要請し、応急手当を行う。
	救急搬送要請	◆救急搬送要請 ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。
	負傷者確認後の対応	◆危機管理体制による対応 ○危機の発生が予想される又は発生した場合は、危機管理体制を整えて対応するが、被害が発生した場合は、重大な事故等に及ぶ可能性が高いため、更に危機管理体制を整え対応する。
事後の危機管理	継続的な心のケア	◆重大な事故等の発生 ○危機等により心身が不安定になった生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証再発防止策の検討	◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

大雪への対応

【対応方針】

- 生徒の安全を第一に早期に対応する。
- 生徒を迅速に安全な場所へ避難させる。

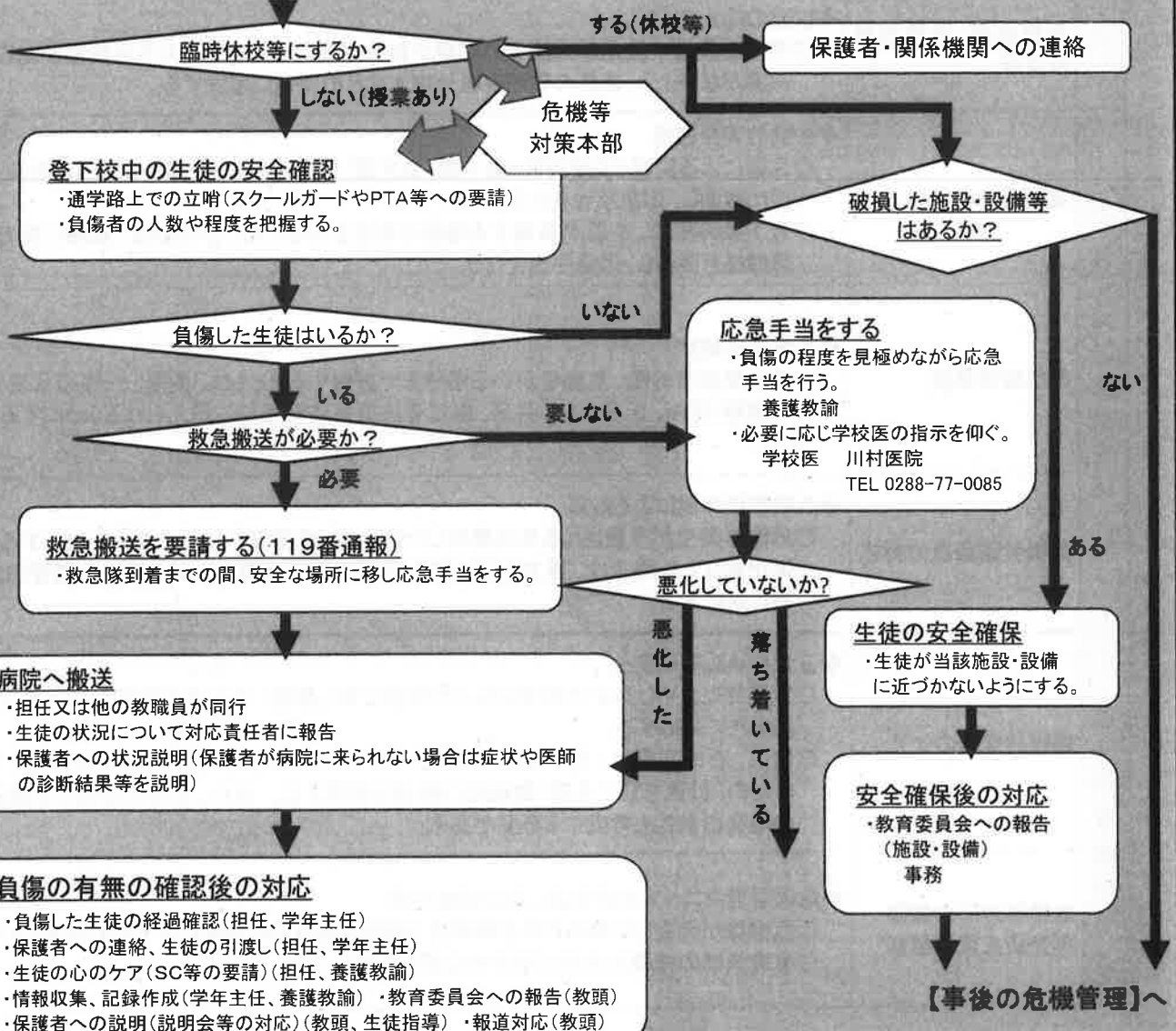
【事前の危機管理】

- 大雪警報・注意報等の最新の防災気象情報の確認
- 避難場所及び避難経路の確保・確認
- 学校防災体制の整備
- 生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制整備
- 防災教育の実施
- 学校敷地内、通学経路の降雪・積雪状況の確認
- 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討
- 学校行事、校外活動の中止・計画の変更の検討
- 保護者への引渡しの確認
- 学校設備の点検等

【発生時の危機管理】

大雪の発生(見込みの場合を含む)

危機等発生!



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証
- 再発防止策の検討
- 報告書の作成
- 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア
- 危機管理マニュアルへの反映
- 破損した施設・設備の修繕計画作成
- 防災教育(振り返り)の実施

マニュアル作成の留意事項(大雪)

	項 目	各項目における留意事項
事前の危機管理	降雪・大雪情報の確認	◆情報収集 ○気象台が発表する大雪に関する情報や警報・注意報等の最新の防災気象情報を確認する。 ○教育委員会から提供される情報を確認する。 ○大雪の予想ではない場合でも、少しの積雪によって被害が起きることがあるため、防災気象情報の入手に努める。
	学校防災体制の整備及び防災教育の実施	◆防災対応能力の向上 ○大雪時の危機管理に関する体制整備や備品等の備蓄などは、生徒の命を守るために最も重要な要素であり、機能的で実践的な対応が求められる。全職員が大雪災害の知識を深め(研修等)、行動に結びつける準備が必要である。 ○生徒や教職員が大雪災害に関する知識や大雪時に注意する行動を理解するための防災教育について、機会を捉えて行う。
	学校の臨時休業、始業時刻遅延、早期下校等の検討	◆早期の安全対応 ○大雪が予想される場合には、最新の防災気象情報や公共交通機関の運行情報、通学路の積雪状況を確認し、早期判断により学校の臨時休業、始業時刻の遅延、早期の下校等を検討し、措置を講じる。 ○臨時休業等を実施する場合は、教育委員会に報告する。
	学校施設・設備の事前点検	◆被害の防止 ○大雪により建物や学校設備等に被害(水道設備等の凍結、道路への倒木等)を与える可能性があるため、被害がないよう、設備や樹木などの管理に留意する。
発生時の危機管理	登下校の安全確保	◆通学路への立哨 ○スクールガードやPTAに要請し、通学路への立哨による登下校中の事故を防止する。
	負傷者の有無の確認	◆生徒の安全確保 ○転倒や交通事故による負傷など、大雪の影響により負傷した場合は、生徒を危険な場所から安全な場所へ移動させ、応急手当を行う。 ○登下校の際に、生徒が負傷する場合も想定されるため、その際は、現場に急行し、救急搬送を要請の上、応急手当を行う。
	救急搬送要請	◆救急搬送要請 ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。
事後の危機管理	継続的な心のケア	◆重大な事故等の発生 ○危機等により心身が不安定になった生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証再発防止策の検討	◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

雷への対応

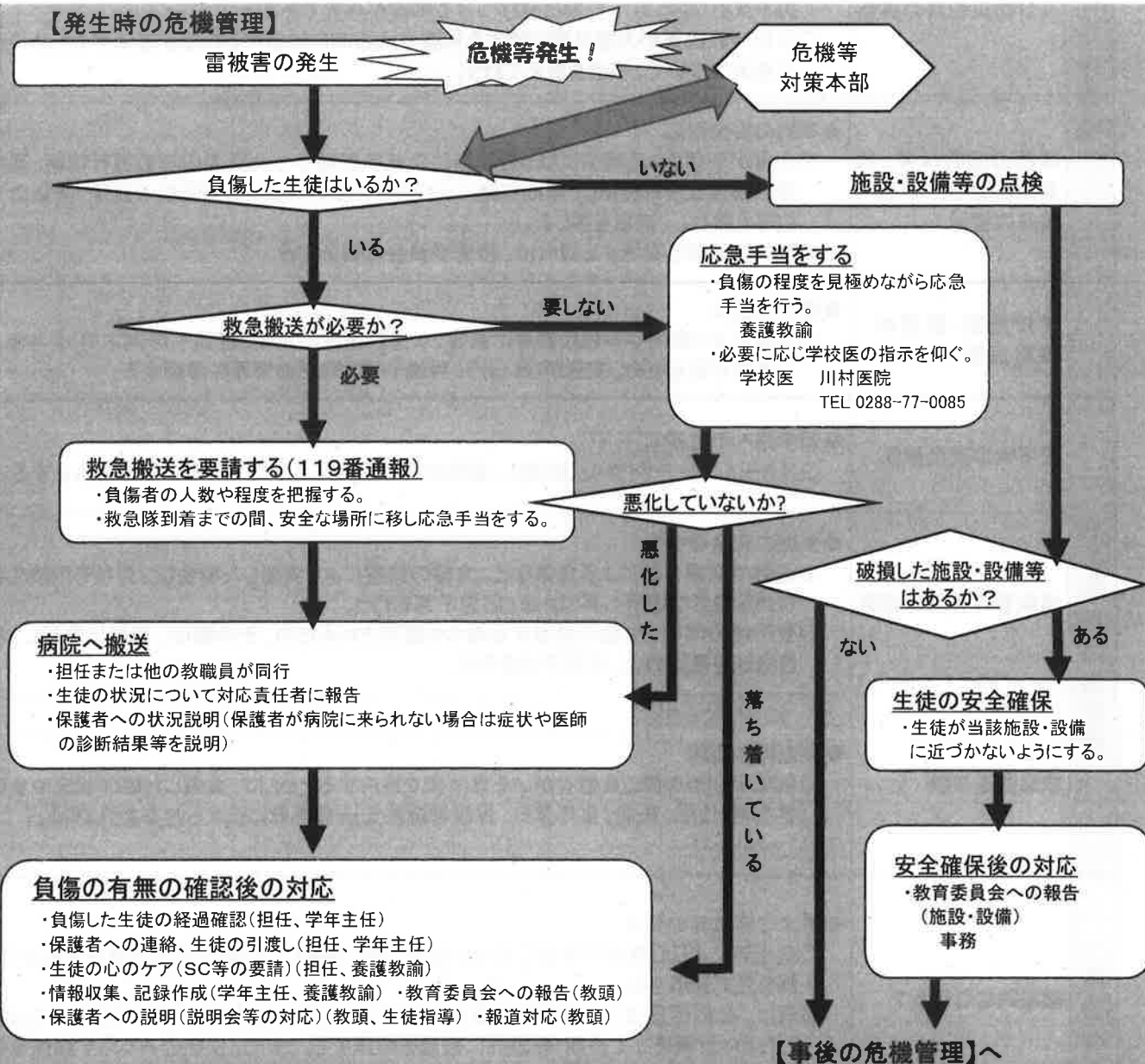
【対応方針】

- 生徒の安全を第一に早期に対応する。
- 生徒を迅速に安全な場所へ避難させる。

【事前の危機管理】

- 雷注意報やレーダー・ナウキャスト等の最新の防災気象情報の確認
- 避難場所及び避難経路の確保・確認
- 学校防災体制の整備
- 児童生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制整備
- 防災教育の実施
- 校庭等校舎外にいる児童生徒の屋内への避難誘導
- 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討
- 学校行事、校外活動の中止・計画の変更の検討
- 保護者への引渡しの確認
- 学校設備の点検等

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証
- 再発防止策の検討
- 報告書の作成
- 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア
- 危機管理マニュアルへの反映
- 破損した施設・設備の修繕計画作成
- 防災教育(振り返り)の実施

マニュアル作成の留意事項(雷)

	項 目	各項目における留意事項
事前の危機管理	雷注意報やレーダー・ナウキャスト等の防災気象情報の確認	◆情報収集 ○気象台が発表する雷注意報や大雨警報・注意報等の最新の防災気象情報を確認する。また、天気予報で「雷を伴う」「大気の状態が不安定」のキーワードを見逃さない。 ○雷をもたらす積乱雲の発生状況や移動予測をレーダー・ナウキャスト等で確認するとともに、雷が発生する兆し「低く黒い雲(積乱雲)が接近する」「雷の音が聞こえたり光が見えたりする」「大粒の雨・ひょうが降り出す」「急に冷たい風が吹く」など、周囲の様子を確認する。 ○学校の周辺は何事もなくとも、通学路上で積乱雲の発達により雷の発生が予想されるおそれもあるため、留意する。
	学校防災体制の整備及び防災教育の実施	◆防災対応能力の向上 ○雷発生時の危機管理に関する体制整備や備品等の備蓄などは、生徒の命を守るために最も重要な要素であり、機能的で実践的な対応が求められる。全職員が落雷による災害の知識を深め(研修等)、行動に結びつける準備が必要である。 ○生徒や教職員が雷に関する知識や雷発生時の避難行動を理解するための防災教育について、機会を捉えて行う。
	学校活動の中止・変更、始業時刻遅延、学校待機等を検討	◆早期の安全対応 ○雷による被害が発生する恐れがある場合は、最新の防災気象情報を確認し、前兆に気付いた場合には、授業中・部活動中であっても速やかに屋内など安全な場所に生徒を避難させる。 ○早期判断により学校活動の中止・変更、始業時刻の遅延、学校での待機等を検討し、措置を講じること。登下校の遅延等を実施する場合は、教育委員会に報告する。
	学校施設・設備の事前点検	◆被害の防止 ○学校の設備や備品が雷の影響で建物や周辺に被害を与える可能性があるため、被害がないよう、備品の整理整頓や樹木などの管理に留意する。
発生時の危機管理	負傷者の有無の確認	◆生徒の安全確保 ○落雷による負傷など、雷の影響により負傷した場合は、救急搬送の要請や応急処置を行うとともに、生徒を危険な場所から安全な場所へ移動させ、応急手当を行う。 ○登下校の際に、生徒が負傷する場合も想定されるため、その際は、現場に急行し、救急搬送を要請の上、応急手当を行う。
	救急搬送要請	◆救急搬送要請 ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。
	負傷者確認後の対応	◆危機管理体制による対応 ○危機の発生が予想される又は発生した場合は、危機管理体制を整えて対応するが、被害が発生した場合は、重大な事故等に及ぶ可能性が高いため、更に危機管理体制を整え対応する。
事後の危機管理	継続的な心のケア	◆重大な事故等の発生 ○危機等により心身が不安定になった生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証再発防止策の検討	◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

突風(強風・竜巻・ダウンバースト等)への対応

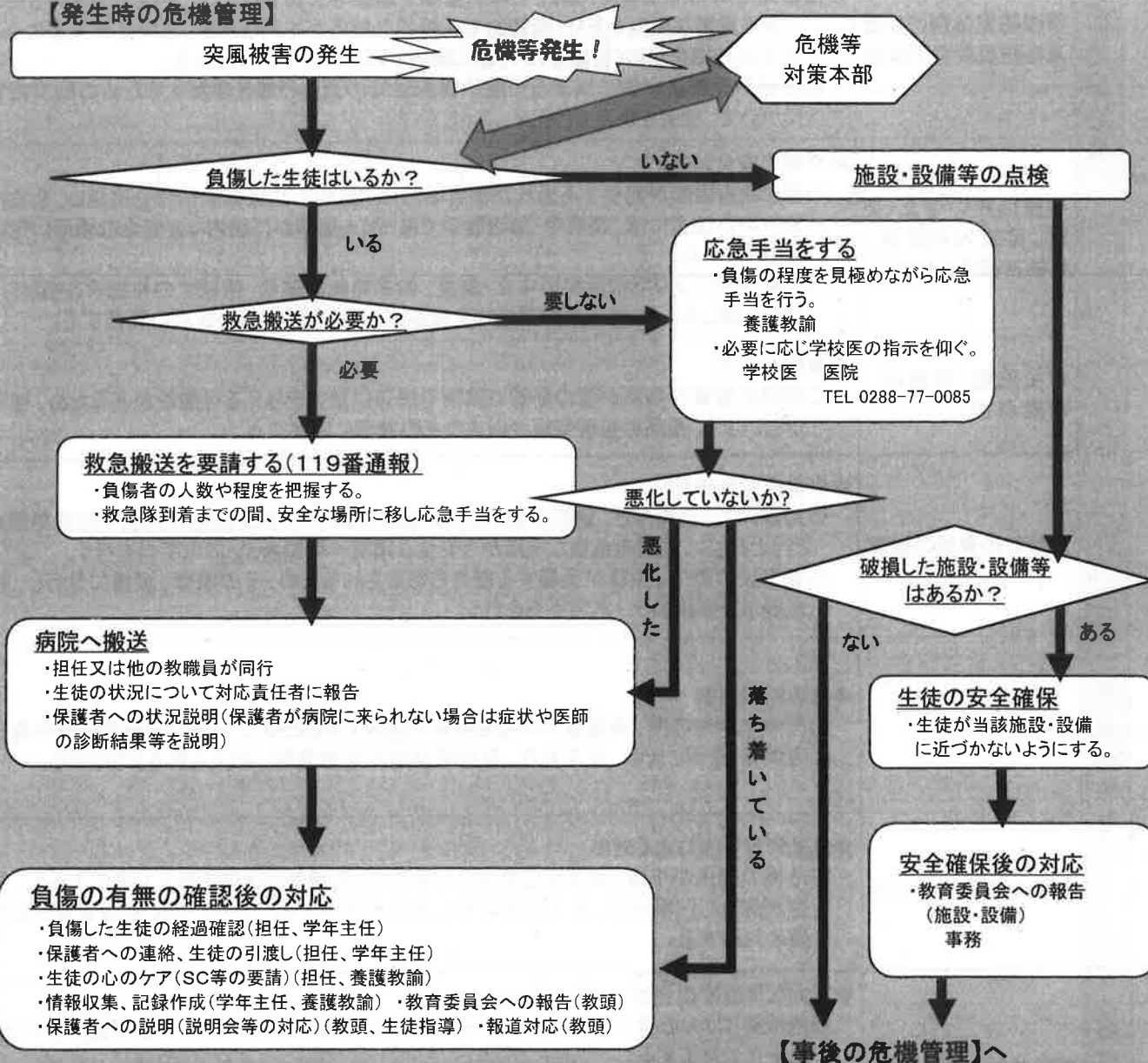
【対応方針】

- 生徒の安全を第一に早期に対応する。
- 生徒を迅速に安全な場所へ避難させる。

【事前の危機管理】

- ☐ 竜巻注意情報等の最新の防災気象情報の確認
- ☐ 避難場所及び避難経路の確保・確認
- ☐ 学校防災体制の整備
- ☐ 生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制整備
- ☐ 防災教育の実施
- ☐ 校庭等校舎外にいる生徒の屋内への避難誘導
- ☐ 公共交通機関の運行情報を確認
- ☐ 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討
- ☐ 学校行事、校外活動の中止・計画の変更の検討
- ☐ 保護者への引渡しの確認
- ☐ 学校設備の点検等

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 危機対応の検証
- ☐ 再発防止策の検討
- ☐ 報告書の作成
- ☐ 教職員間での情報共有
- ☐ 継続的な心のケア
- ☐ 危機管理マニュアルへの反映
- ☐ 破損した施設・設備の修繕計画作成
- ☐ 防災教育(振り返り)の実施

マニュアル作成の留意事項(突風(強風・竜巻・ダウンバースト等))

	項 目	各 項 目 に お け る 留 意 事 項
事前の危機管理	突風に関する防災 気象情報の確認	◆情報収集 ○天気予報や雷注意報で「竜巻などの激しい突風」のキーワードを見逃さない。 ○突風をもたらす積乱雲の発生状況や移動予測は、レーダー・ナウキャスト等の防災気象情報で確認する。 ○竜巻注意情報が発表された場合には、まず、周囲の空の状況に注意する。 ○学校の周辺は何事もなくとも、通学路上で積乱雲の発達により突風の発生が予想される恐れもあるため、最新の情報入手に努める。
	学校防災体制の整備 及び防災教育の実施	◆防災対応能力の向上 ○突風発生時の危機管理に関する体制整備や備品等の備蓄などは、生徒の命を守るために最も重要な要素であり、機能的で実践的な対応が求められる。研修等により、全職員が突風による災害の知識を深める。 ○生徒や教職員が突風に関する知識や突風発生時の避難行動を理解するための防災教育について、機会を捉えて行う。
	学校活動の中止・変更、 始業時刻遅延、 学校待機を検討	◆早期の安全対応 ○突風の発生が予想される場合には、最新の防災気象情報を確認し、早期判断により学校活動の中止・変更、始業時刻の遅延、学校での待機等を検討し、措置を講じる。特に、屋外での授業や部活動中で、竜巻の前兆に気付いた場合には、速やかに屋内など安全な場所に生徒を避難させる。 ○登下校の遅延等を実施する場合は、教育委員会に報告する。
	学校設備の点検整備	◆被害の防止 ○学校の設備や備品が突風の影響で建物や周辺に被害を与える可能性があるため、被害がないよう、備品の整理整頓や樹木などの管理に留意する。
発生時の危機管理	負傷者の有無の確認	◆生徒の安全確保 ○突風の影響により負傷した場合は、救急搬送の要請や応急処置を行うとともに、生徒を危険から遠ざけ、安全確保を図る。 ○登下校の際に、生徒が負傷する場合も想定されるため、その際は、現場に急行し、救急搬送を要請の上、応急処置を行う。
	救急搬送要請	◆救急搬送要請 ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。
事後の危機管理	継続的な心のケア	◆重大な事故等の発生 ○危機等により心身が不安定になった生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討	◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

地震への対応

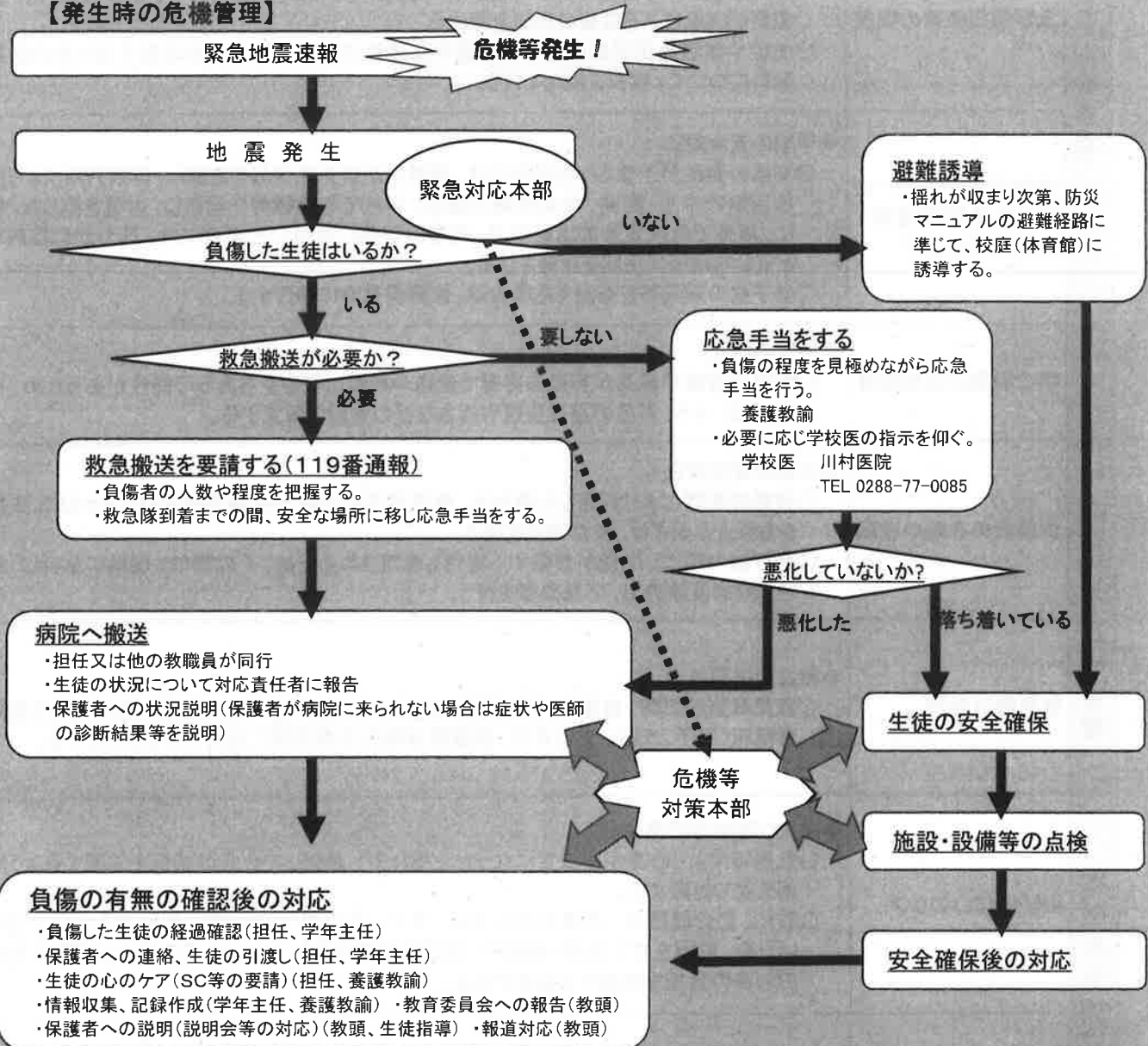
【対応方針】

- 生徒の安全を第一に早期に対応する。
- 生徒を迅速に安全な場所へ避難させる。

【事前の危機管理】

- 学校防災体制の整備 □ 生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制整備
- 避難場所及び避難経路の確保・確認 □ 防災教育・避難(防災)訓練の実施
- 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討
- 学校行事、校外活動の中止・計画の変更の検討 □ 保護者への引渡しの確認
- 夜間・休日等の対応 □ 学校設備の点検等

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 □ 再発防止策の検討 □ 報告書の作成 □ 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア □ 危機管理マニュアルへの反映
- 破損した施設・設備の修繕計画作成 □ 防災教育(振り返り)の実施

マニュアル作成の留意事項(地震)

	項 目	各 項 目 に お け る 留 意 事 項
事前の危機管理	学校防災体制の整備	◆地震に対する備え ○地震発生時の危機管理に関する体制整備や備品等の備蓄などは、生徒の命を守るために最も重要な要素であり、機能的で実践的な対応が求められる。研修等を通して教職員が地震災害の知識を深める。 ○学校の実情や立地条件に応じ、地震発生後の二次対応についても体制整備を図っておく。 ○緊急地震速報の受信に関して、校内設備の整備を進め、整備の実施までの間は教職員個人の携帯端末などの活用を図る。
	防災教育・避難(防災)訓練の実施	◆知識・技能の習得 ○地震災害に関する知識や避難行動を理解するための防災教育や避難訓練について、機会を捉えて行う。
	生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制の点検整備	◆早期の安全対応 ○大規模な地震が起こった後など被害が甚大な場合は、停電や電話回線の混雑により学校と保護者が電話で連絡を取り合うことが難しい状況になることが考えられる。複数の通信手段を確保し、その使用方法等を生徒・保護者に周知する。 ・マチコミ配信 ・学校のホームページ ・災害用伝言ダイヤル(171) 等
	保護者への引渡しの確認	◆保護者との連携 ○地震の規模や、被災状況により、生徒を下校させるか、学校に待機させ保護者に引き渡すか等をマチコミ配信や学校のホームページ等で周知する。
	夜間・休日等の対応	◆緊急時の体制 ○地震が夜間や休業日に起きた場合に対応できるよう、あらかじめ教職員の参集計画を定めておく。 ○参集後は、生徒の安否及び学校の被害状況を確認するとともに、地域の被害状況によっては住民が学校に避難してくることも想定しておく。
	施設・設備の安全管理	◆被害の防止 ○学校の設備や備品が地震の影響で建物や周辺に被害を与える可能性があるため、備品の固定や整理整頓などの管理に留意する。また、校舎内の設備や備品だけではなく、避難経路や避難場所の点検を行う。
発生時の危機管理	地震発生時	◆発生時の対応 ○地震による揺れや緊急地震速報の報知音が聞こえたら、生徒に対し、机等を利用して、落下物・転倒物・ガラス飛散等から身を守る指示をする。揺れが収まるまでは待機させる。 ○気象庁が発表する地震に関する情報を確認する。
	避難指示及び生徒の状況把握、負傷者確認	◆一次避難場所(校庭)へ ○本震の揺れが収まった後、生徒の状況確認(教室以外にいる者や負傷者等を確認)し、安全な避難経路を確認したうえで避難・誘導・搬出等を行う。校庭が天候等の事由により避難に適さない場合は体育館などへの避難を行う。また、避難移動を行うことが危険を伴う場合もあるため教室等に生徒を待機させることも事前に検討を行っておく。 ◆校庭が危険な場合は二次避難場所へ ○周囲の被災状況や火災発生等の災害を考慮し、近隣の二次避難場所への避難等を行い、生徒の安全確保を最優先とする状況に応じた対応を行う。

	救急搬送要請	◆緊急搬送要請 ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。
事後の危機管理	継続的な心のケア	◆重大な事故等の発生 ○危機等により心身が不安定になった生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討	◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

火山噴火への対応

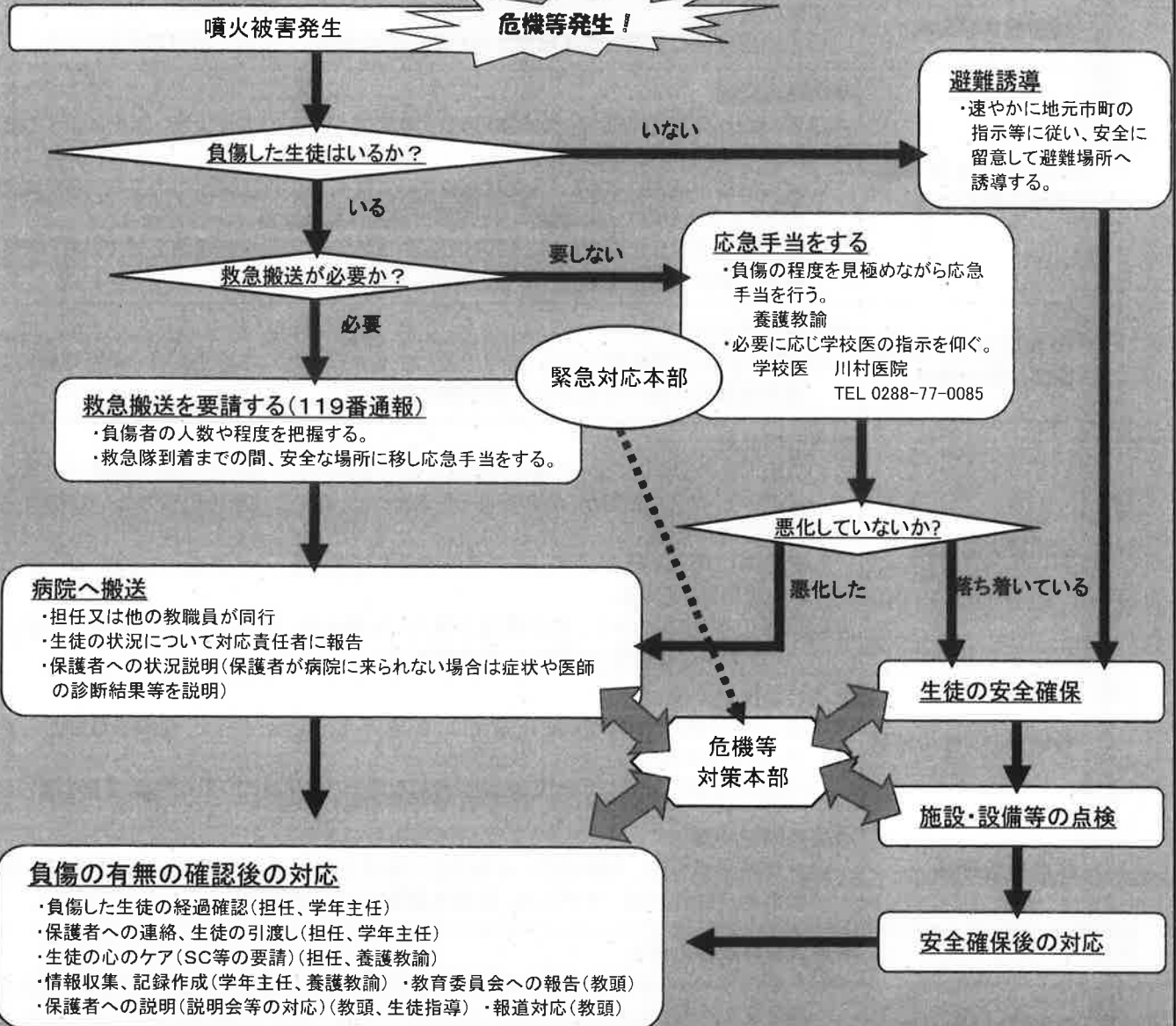
【対応方針】

- 生徒の安全を第一に早期に対応する。
- 生徒を迅速に安全な場所へ避難させる。

【事前の危機管理】

- ☐ 噴火警報・予報、火山の状況に関する最新の解説情報等の確認
- ☐ 避難場所及び避難経路の確保・確認
- ☐ 噴火時の被害範囲、避難行動の確認
- ☐ 学校防災体制の整備
- ☐ 防災教育の実施
- ☐ 学校行事、校外活動の中止・計画の変更の検討
- ☐ 生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制整備・点検
- ☐ 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討
- ☐ 保護者への引渡しの確認

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 危機対応の検証
- ☐ 再発防止策の検討
- ☐ 報告書の作成
- ☐ 教職員間での情報共有
- ☐ 継続的な心のケア
- ☐ 危機管理マニュアルへの反映
- ☐ 破損した施設・設備の修繕計画作成
- ☐ 防災教育(振り返り)の実施

マニュアル作成の留意事項(火山噴火)

	項 目	各 項 目 に お け る 留 意 事 項
事前の危機管理	噴火警報・予報等の確認	◆情報収集 ○気象庁が発表する噴火警報・予報等の最新の火山情報を確認する。
	学校防災体制の整備	◆防災対応能力の向上 ○火山噴火は、地震や大雨による災害(土砂災害・浸水害・洪水害)と違い、実際に生じている火山の状況によって、その対応も変わる。噴石・火砕流・融雪型泥流・土石流の発生が予想される場合には、発生前に避難をすることが重要となる。 ○登山の際や火山周辺での校外活動では、噴火発生時の危機管理に関する体制整備や装備等の整備などは、生徒の命を守るために最も重要な要素であり、機能的で実践的な対応が求められる。
	防災教育の実施	◆知識の習得 ○火山噴火時の避難行動を理解するための防災教育について、機会を捉えて行う。
	噴火時の被害範囲・避難行動の確認	◆情報の確認 ○活火山への登山や近隣での校外活動の際には、過去の噴火災害、噴火によって被害が及ぶ範囲などを確認する。 ○火山活動が活発になると、活動状況に応じて警戒が必要な範囲への立ち入りが規制されることがあるので、火山防災マップ等で事前に確認する。 ○登山中に噴火した場合には、避難小屋等の安全な場所へ避難が必要であり、事前に避難小屋の場所や避難ルート等を確認しておく。
	校外活動の中止・計画の変更の検討	◆早期の安全対応 ○入手した火山情報等により、校外活動に影響が予想される場合には、早期判断により校外活動の計画の中止又は変更を検討する。
発生時の危機管理	火山噴火発生時	◆事前の避難 ○火山活動の活発化によって噴火の恐れがある場合には、「警戒が必要な範囲」から事前に避難する。地元の市町から指示があった場合には、速やかにその指示に従って避難する。 ◆噴火発生時の避難 ○登山中に噴火が起こったら、まず身の安全を確保する。ヘルメット、マスク、ゴーグルなどを着用し身を守る。 ○直接の被害はなくとも、火山周辺で噴火した場合は、日光市からの避難の指示に従い、最寄の避難場所(公園など)へ移動する。
	負傷者の有無の確認	◆生徒の安全確保 ○登山中の噴火により負傷した場合は、応急手当を行うとともに、生徒を危険から遠ざけ、安全確保を図る。 ○生徒の負傷の程度によるが、移動が可能な場合は、生徒の下山について策を講じる。
	救急搬送要請	◆緊急搬送要請 ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。
事後の危機管理	継続的な心のケア	◆重大な事故等の発生 ○危機等により心身が不安定になった生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討	◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

弾道ミサイルの発射への対応

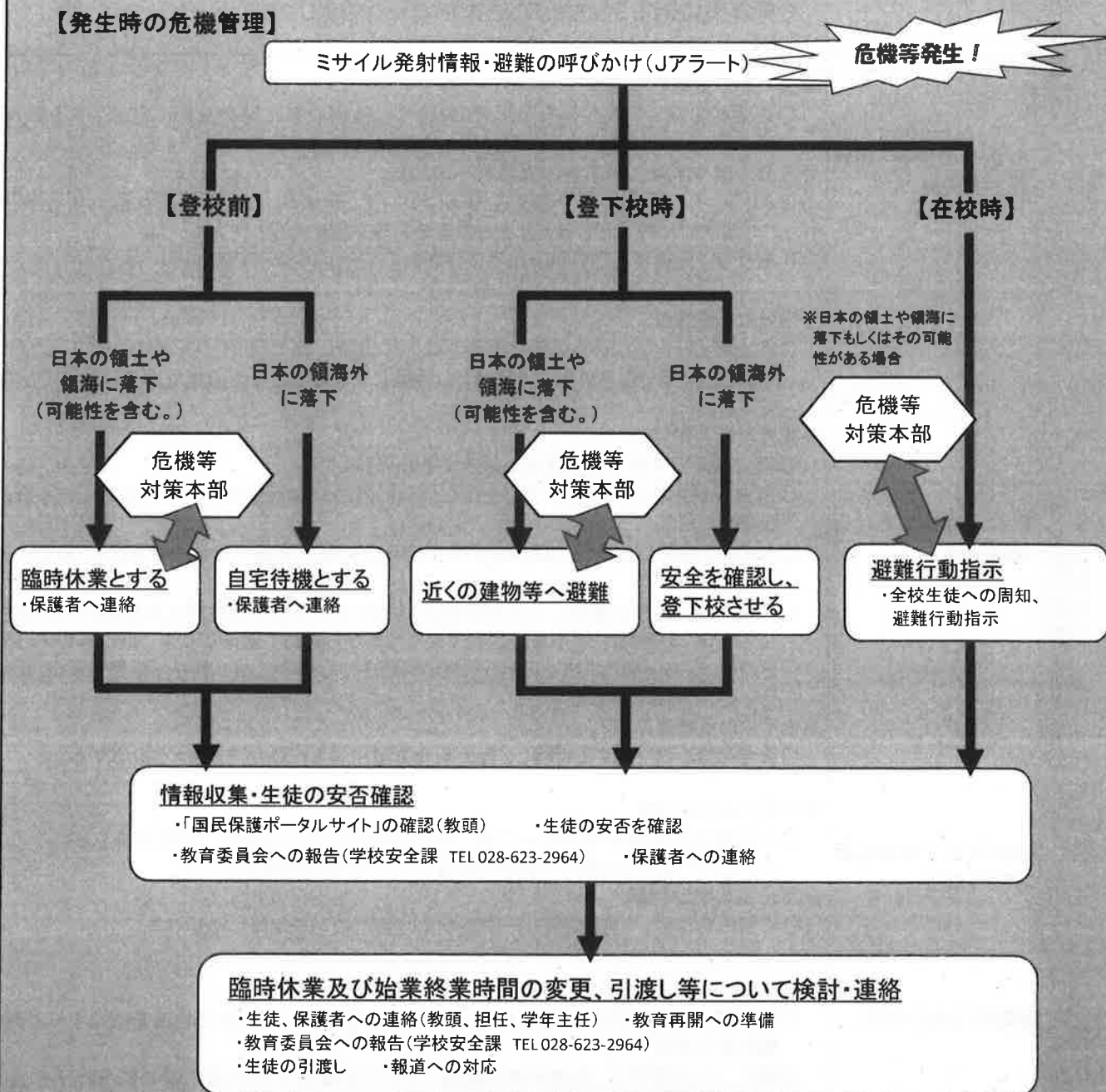
【対応方針】

- 有事に備え、連絡体制や校内体制の整備を図り、生徒や保護者に周知する。
- ミサイル配備や発射(発射の恐れを含む。)があった際の状況に応じた行動が取れるように訓練等を行う。
- 生徒の安否確認や保護者への引渡しの方法について確認し、生徒の安全確保を図る。

【事前の危機管理】

- ☐ 生徒、保護者等への連絡体制の整備
- ☐ 緊急時における教職員の役割分担の明確化
- ☐ 状況に応じた避難方法、避難場所等の確認
- ☐ 避難訓練の実施

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 危機対応の検証
- ☐ 教職員間での情報共有
- ☐ 継続的な心のケア
- ☐ 危機管理マニュアルへの反映

マニュアル作成の留意事項(弾道ミサイルの発射)

	項 目	各 項 目 に お け る 留 意 事 項
事前の危機管理	学校における危機管理体制の整備	◆危機管理マニュアル及び学校安全計画等の見直し ○生徒、保護者、教職員及び関係機関(警察、消防、教育委員会等)との連絡体制を整備し、教職員に周知する。 ○緊急時における各教職員の役割(情報の収集・発信、避難誘導等)を明確にし、円滑に行動できるようにするとともに、危機管理マニュアルの実効性が高まるよう整備する。 ◆生徒の安全確保の方策についての共通理解 ○状況(登校前、登下校時、在校時等)ごとに避難方法や避難場所等を確認し、速やかな行動が取れるよう避難訓練を通じて指導する。 ○緊急時における生徒の引渡し方法等について確認しておく。
	生徒への指導・保護者への周知	◆速やかな避難行動指導 ○必要な知識や考え方を伝え、緊急時には情報収集に努め冷静に行動できるよう指導するとともに、緊急時には保護者や学校に自己の安否情報を伝えるよう指導する。 ◆行動方法や学校の対応等の保護者への周知 ○Jアラートに係る対応や連絡方法等について、通知等により保護者に周知するとともに、緊急時における学校と家庭との連絡方法を複数確保しておく。 ※生徒、保護者を必要以上に不安にさせることがないよう配慮する。
発生時の危機管理	様々な場面における避難行動	◆学校にいる場合 ○教室等、校舎内にいる場合は窓からなるべく離れ、床に伏せたり、机の下に入ったりして頭部を守る。校舎外にいる場合は、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守る。 ◆校外活動中の場合 ○頑丈な建物や地下等に直ちに避難するよう誘導する。 ○自由行動中など教職員がすぐそばにいない際の避難行動や連絡手段について、事前指導しておく。 ○そのとき入手した情報に基づき生徒が自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導しておく。 ○スクールバス等に乗車している場合は、ガソリンに引火する危険があることから、車を止めて近くの建物や地下等に避難するか、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る行動を取る。なお、車外に出ることが危険と判断される場合には、車内で姿勢を低くし頭部を守ることも考えられる。 ◆自宅にいる場合 ○安全確認ができるまで待機し、身の安全を確保する行動ができるよう指導する。
	臨時休業や始業就業時間の変更	◆平常どおりの判断 ○上空通過の情報や領海外への落下情報が発信された場合は、避難解除を意味することから、日常生活に戻って登校を開始することが可能である。 ◆臨時休業等の判断 ○判断の際には、「国民保護ポータルサイト」等で情報を収集し判断する。
事後の危機管理	継続的な心のケア 危機等対応の検証 再発防止策の検討	◆重大な事故等の発生 ○危機等により心身が不安定になった生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。 ◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

学校に対する犯罪予告への対応

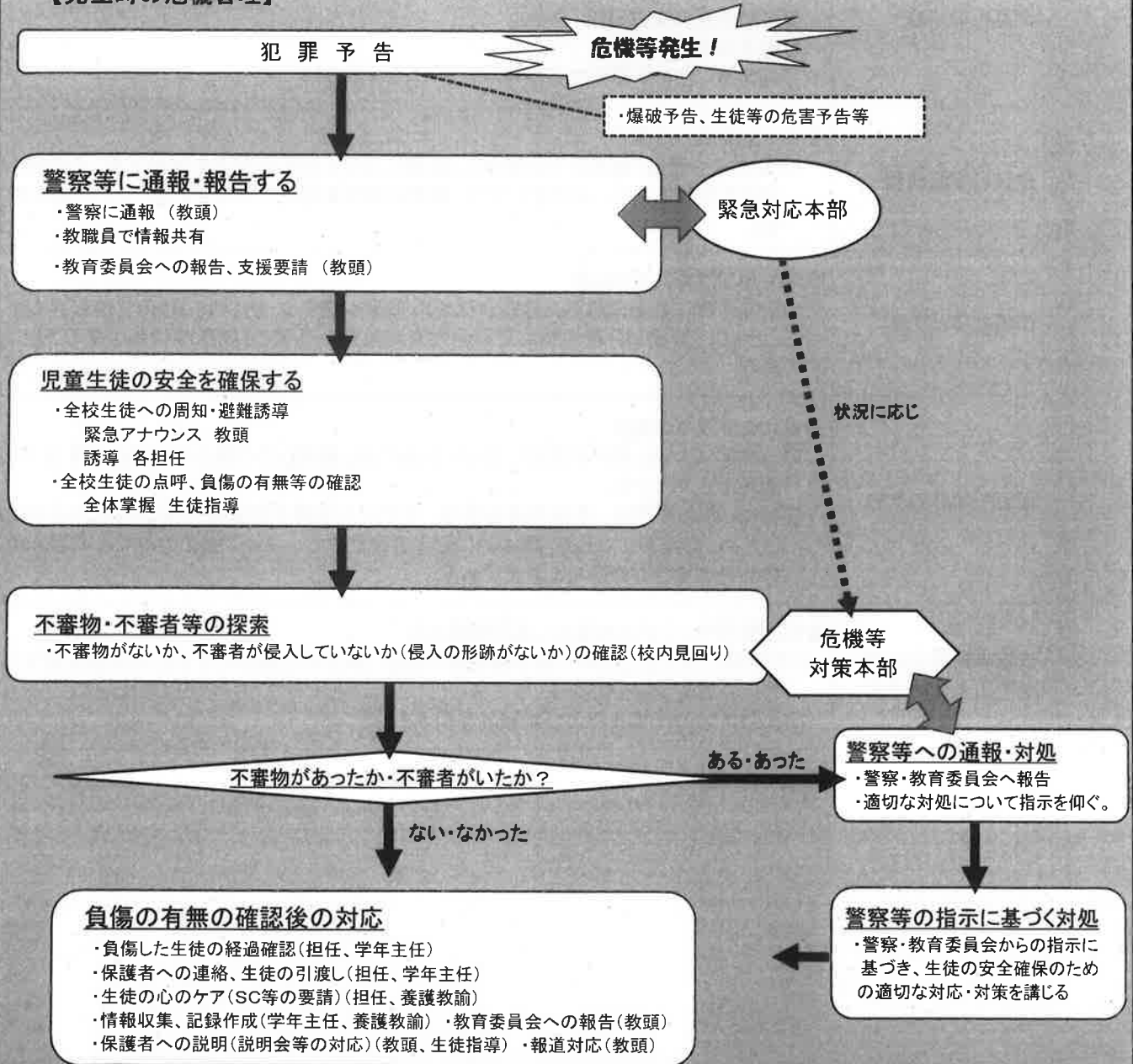
【対応方針】

- 警察の指示の下、教育委員会と連携し事案に応じて適切に対処する。
- 不審物がないかなど、以前と異なる状況を早期に発見できるよう、日頃から学校環境を整備し、安全点検等を実施する。

【事前の危機管理】

- ☐ 警察等関係機関との連携体制の構築
- ☐ 定期的・臨時的・日常的な安全点検の実施
- ☐ 備品管理の徹底
- ☐ 出入口の施錠
- ☐ 栃木県警察HP及び日光市HPから不審者情報を確認
- ☐ 校内情報伝達体制の整備

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- ☐ 不審者情報の収集（逮捕情報等）
- ☐ 関係機関への報告書作成
- ☐ 危機対応の検証
- ☐ 継続的な心のケア
- ☐ 危機管理マニュアルの反映

マニュアル作成の留意事項(学校に対する犯罪予告)

	項 目	各 項 目 に お け る 留 意 事 項
事前の危機管理	警察等関係機関との連携体制の構築	◆警察との連携体制 ○学校への爆破予告などの犯罪予告があった場合、警察等の関係機関と連携した対策が求められるため、日常から警察との連絡体制を構築しておく。 ◆近隣学校等との連携 ○近隣の学校等にも同様の予告がなされている場合なども想定されることから、近隣の学校等との連絡体制を構築しておく。
	防犯の視点による安全点検の実施	◆防犯の視点による施設・設備の点検例 ○不審者侵入防止用の設備 ○警報装置、監視システム、通報機器等の作動 ○避難経路の複数確保 ○出入口の施錠状態 ○通学路にある犯罪発生条件(死角、外灯の有無など)
発生時の危機管理	生徒の安全確保	◆安全な場所への誘導 ○警察等へ通報・報告すると同時に、必要に応じて生徒の安全を確保する。その際、生徒を不安にさせない配慮をしつつ、最悪の状況を想定した安全を第一とした対応をする。
	情報共有と収集	◆速やかな情報共有と収集 ○犯罪予告に最初に触れた教職員は管理職等へ報告し、速やかに校内で情報共有するとともに、学校から速やかに警察や教育委員会へ通報し、指示や情報を得ることに努める。
事後の危機管理	継続的な心のケア	◆重大な事故等の発生 ○危機等により心身が不安定になった生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討	◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。 ○教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

野生動物の出没への対応

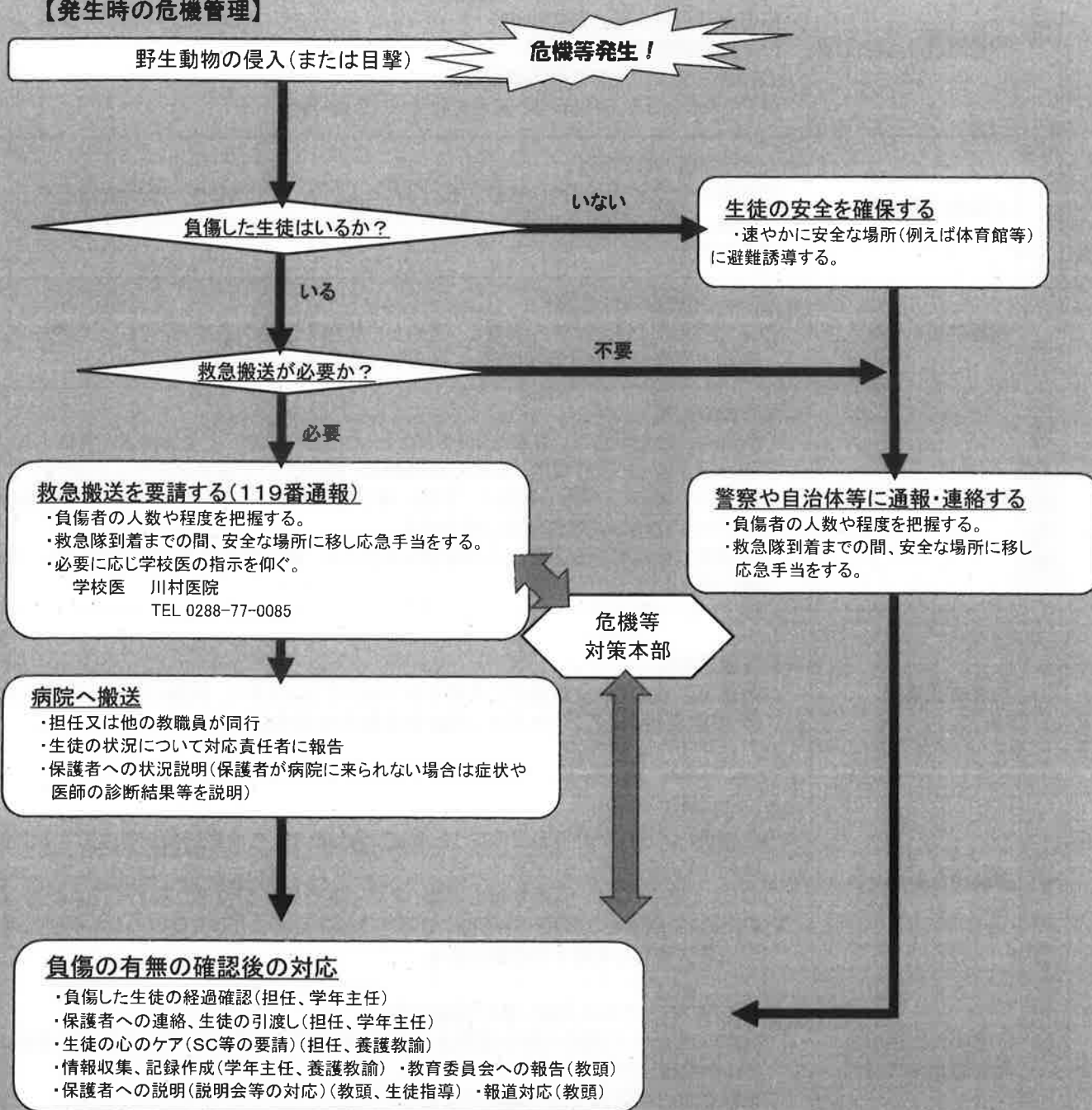
【対応方針】

- 野生動物による児童生徒への被害(怪我等の人身被害や病原体の侵入)を防ぐ。
- 野生動物の校内への侵入を防止するため、学校環境の整備に努める。

【事前の危機管理】

- ☐ 学校環境の整備 ☐ 警察や自治体との連携体制の構築 ☐ 避難場所及び避難経路の確保・確認
- ☐ 野生動物の特性の理解 ☐ 近隣に存在する野生動物の把握

【発生時の危機管理】



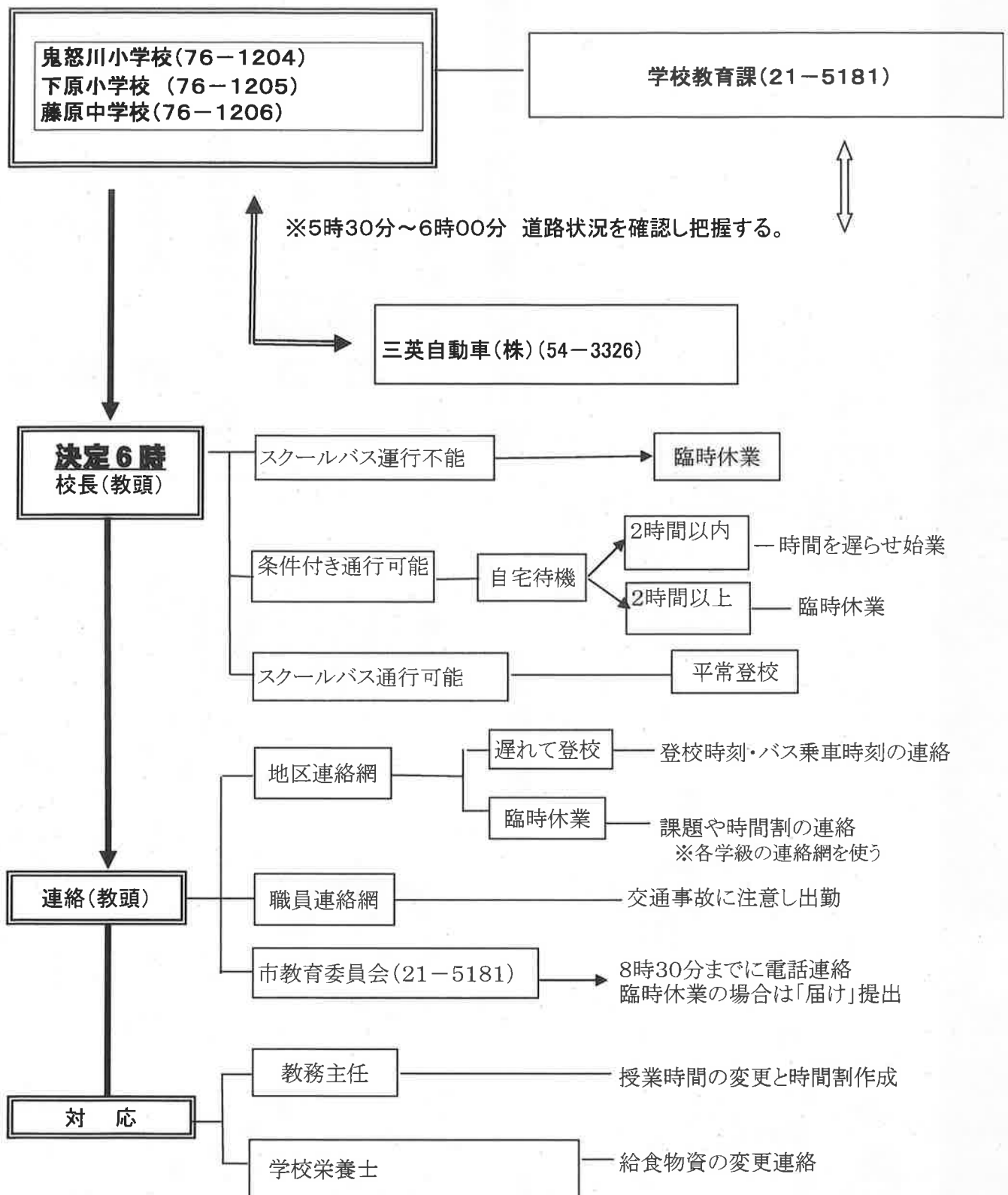
【事後の危機管理】

- ☐ 危機対応の検証 ☐ 再発防止策の検討 ☐ 報告書の作成 ☐ 教職員間での情報共有
- ☐ 継続的な心のケア ☐ 危機管理マニュアルへの反映

マニュアル作成の留意事項(野生動物の出没)

	項 目	各 項 目 に お け る 留 意 事 項
事前の危機管理	警察等関係機関との連携体制の構築	◆警察との連携体制 ○野生動物の侵入があった場合、警察や自治体等の関係機関と連携した対策が求められるため、日常から連絡体制を構築しておく。 ◆近隣学校等との連携 ○近隣の学校等にも影響がある場合なども想定されることから、近隣の学校等との連絡体制を構築しておく。
	学校環境の点検・整備	◆野生動物侵入防止の視点による施設・設備の点検例 ○野生動物侵入防止用の設備 ○避難誘導経路の複数確保 ○校舎内侵入防止のための施錠状態 ○誘引物(生ゴミ、廃棄野菜、農場資材等)の除去・整備
発生時の危機管理	生徒の安全確保	◆安全な場所への誘導 ○警察や自治体等へ通報・連絡すると同時に、必要に応じて生徒の安全を確保する。その際、生徒を不安にさせない配慮をしつつ、最悪の状況を想定した安全を第一とした対応をする。
	情報共有と収集	◆速やかな情報共有と収集 ○第1目撃者は管理職等へ報告し、速やかに校内で情報共有するとともに、学校から速やかに警察や自治体等へ通報し、指示や情報を得ることに努める。
	負傷者がいる場合	◆同行者の役割 ○負傷者がいた場合は、応急処置をするとともに、必要に応じて救急搬送を要請する。病院へ付き添った同行者は、医師の診断結果、病院での保護者とのやりとり内容、生徒の翌日の対応(入院か、通院か、学校に来られるのか、様子を見て決める等)を確認する。その内容を、対応責任者に報告する。 ○保護者に学校の状況を聞かれる場合もあるため、対応責任者から情報を収集し、保護者に伝える。
	救急搬送要請	◆救急搬送要請 ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。
事後の危機管理	継続的な心のケア	◆重大な事故等の発生 ○危機等により心身が不安定になった生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討	◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有 ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。 ○教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

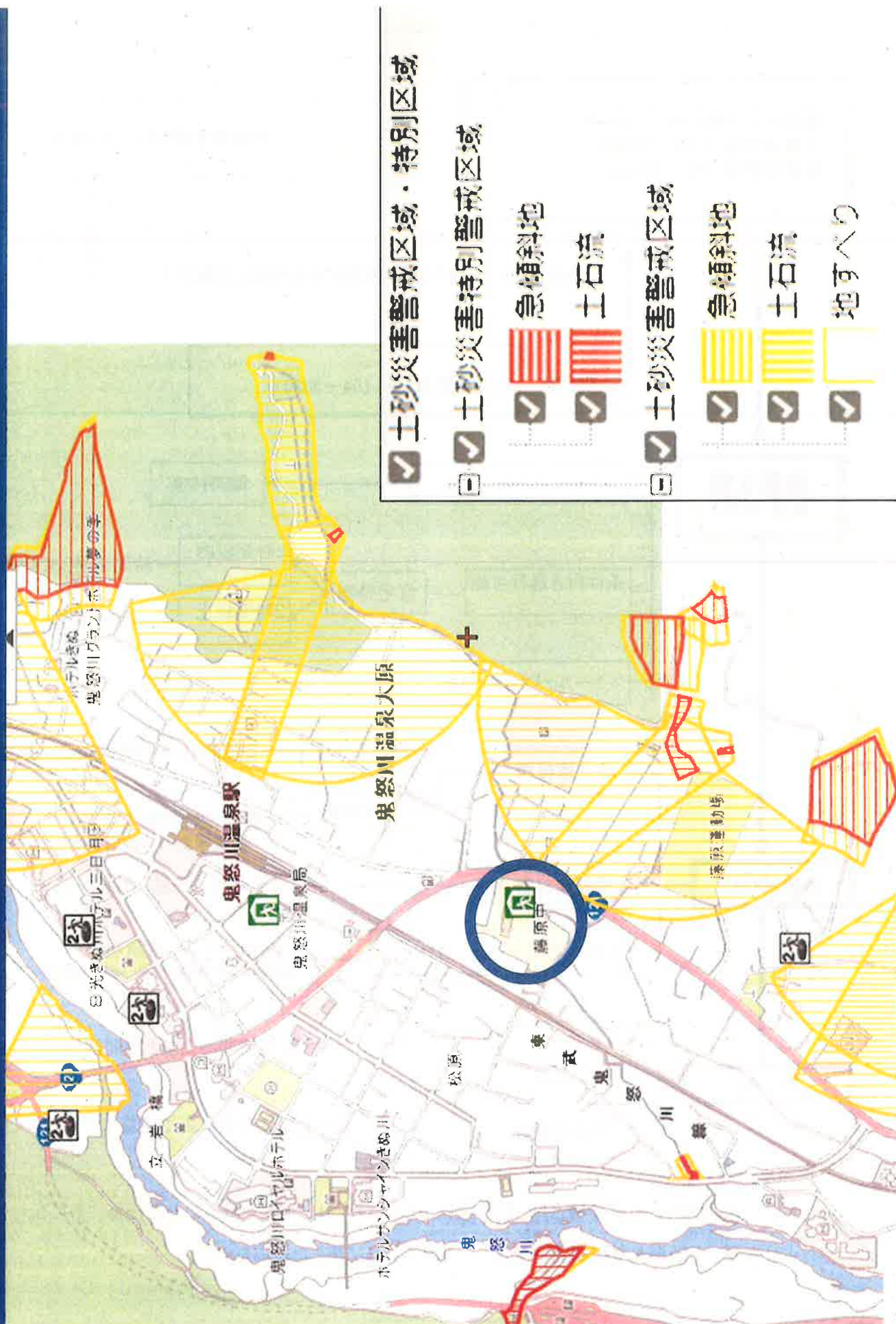
非常災害時の藤原中学校区における対応



※留意事項

- (1) 校長、教頭が不在の場合は、教務主任が校長(教頭)に連絡を取って上記任務にあたる。
- (2) 台風、土砂崩れ等の災害が発生した場合もこれに準じた対応をする。

藤原中学校周辺のハザードマップ



藤原中学校体育館は指定避難所及び第一避難所



指定避難所

災害の危険があり避難した方が災害の危険性がなくなるまで必要な期間生活したり、または災害により家を失った方が一時的に生活したりする施設。

第一避難所

災害発生の危険が高まったときに、
市が優先して開設する施設。

